

近世竹原塩業の成立と塩業労働者

落 合 功

はじめに

製塩業に従事する労働者のことを浜子と呼ぶ。浜子は、塩田を所持する浜主との間で雇傭契約を結び、年季奉公人として雇用された。

近世における塩業労働者は、労働に対して賃銀が支払われることで、賃銀労働者として注目されてきた。とりわけ林基は、前貸による年季奉公人としての雇傭形態から、その性格を前期プロレタリアートと評価した。⁽¹⁾

また、入浜塩田に基づく製塩業の基礎構造をなす一軒前の成立と、作業場内に見られる浜子間の分業による協業の有り様について、廣山堯道は「資本形態の変化と賃労働の発生」の問題としてとらえ、⁽²⁾それを製塩マニユファクチュア段階として位置付け、日本製塩業の先駆性を指摘している。それに対し、加茂詮・渡辺則文「製塩業の発展」では、こうした入浜塩田の生産構造には、近代的性格が認められないとし、封建的マニユと規定している。⁽³⁾製塩業におけるマニユファクチュア段階をいつに求めるかは、議論の分れるところだが、この場合、マニユファクチュアの性格から検討するのではなく、まず塩業労働者の性格を実態から明らかにする必要があると思われる。

また、筆者は近世塩業の成立期について、近世的な塩浜村落の成立期に設定した。具体的にその画期は、塩浜自体

で自律的に負担を請け負うことを可能とした正徳三年（一七一三）の塩定運上の成立に求めたのである。⁽⁴⁾ それに対して、相良英輔は定運上の実施を近世塩業政策の一つとして見る事ができるものの、近世塩業の成立として位置付けることに疑問を投げかけている。⁽⁵⁾ この近世塩業の成立について、塩定運上の意味をもう一度、歴史的に確認することで、再論を試みることにしたい。

本論でフィールドにする竹原塩田は、慶安二年（一六四九）に起工し、翌年に完成した塩田であり、広島藩領内最大の塩田である。開発のきっかけについて、⁽⁶⁾ 「正保三丙戌歳二月上旬普請始り及翌年成就：新田以後畠物尺植之、雖然今之中橋以下東西尽下潮甚未能耕作也、是時播州赤穂之薪船日月来矣、竹原浦在於買薪者、所謂新田雖為歳旧矣下潮甚而不能耕作之地、寧為塩浜者可佳哉如是之地播州尽為浜佳也：聽之達代官鈴木氏矣曰是等之語尤然也、先海潮煮以為心見可佳也、故從赤穂浜太郎右衛門・七兵衛招寄築地浜一軒使塩於燒之此塩甚以佳也、故慶安三年為三十一軒浜也」と記載されている。すなわち、当初新田開発したものの潮気が強いことから耕作に適さず放置されていた。しかし、赤穂の薪船が竹原に寄港した際に、かかる地は塩浜として開発することが適するとしたのである。このことを受けて、赤穂浜の太郎右衛門と七兵衛を招待して入浜塩田を試験的に築造した。その成功をうけて、本格的な着工に踏み切り、三十一軒浜の竹原塩田を開発したのである。このように、竹原塩田は赤穂からその築造技術が伝えられたことが知られる。竹原塩田は、本格的な入浜塩田として、広島藩領内最初の塩田であった。そして竹原塩田を基点として築造技術が各地に伝播したことが知られている。

日本塩業史における基礎構造の問題として重要な一軒前の成立過程について、渡辺則文は、一筆相当面積に注目し「成立当初の入浜塩田は播州赤穂にみられるごとく、単位面積四〜五畝という狭少な経営規模で、農業経営の一環としての塩田経営にすぎず、家計補充を意味するものであった。したがって塩業労働も、家族労働を主とする塩田経営に

ほかならなかった。しかしながら近世前期を通じて元禄ごろまでに、急速に経営規模の拡大がみられる。その原因は基本的には塩民層の階層分化にともなう塩田の集積によるものであるが、それは単なる集積ではなく、在来の個別塩田の廃合をともない、一塩田の経営面積四〜五畝のものが一反になり、さらに二反・五反・七反から一町ないし一町五反へと経営規模の拡大が進行する。」と指摘した。⁽⁷⁾ 入浜塩田が築造された時期は、一六〇〇年初頭のこと、竹原塩田の開発は半世紀ほど遅れる。このため、家族労働を基調とした塩田ではなく、一軒前として浜子を雇用する製塩形態をとっている。明暦二年（一六五六）段階の一筆相当の面積はおおむね六から八反前後であった。⁽⁸⁾ それが続廃合を繰り返すことで一町ないしは一町五反程度へと拡大するわけだが、一軒前の成立は、同様なことがいえる。かかる塩浜の続廃合については、西畑俊昭氏による分け浜の成果があるが、これらの一連の成果により、元禄期ごろには浜子小屋・釜屋・塩納屋などを装備し、かつ一定の面積を有した一軒前が成立したことを示し、竹原塩田の基礎構造が成立したことを明らかにしている。

本論はかかる成果を念頭に据えつつ、竹原塩業成立の画期とその時期の塩業労働者の性格について、明らかにしていくことにしたい。⁽¹⁰⁾

一、近世塩業成立期の竹原塩業

近世塩業を論じる場合、塩業の発展に近世的（＝幕藩制的）要素が如何に関わっているかは、重要な論点であるといえよう。より具体的に近世塩業の成立を指摘する場合、一七世紀前半に成立した入浜塩田が、一定度の再生産を可能とする一軒前が成立する過程において、幕藩制市場の展開や幕藩制的支配が如何に関わっているかを論じる必要がある。よって、近世塩業の成立の画期もかかる歴史的な展開から、論じるべきであるといえる。次に、幕藩制的市

場と幕藩制支配との視点から明らかにしていくことにしよう。

1、幕藩制市場の展開と竹原塩業

はじめにで指摘したように、竹原塩田の開発は赤穂の薪船により、入浜塩田開発の紹介を受けたものであった。このことから、開発の背景には竹原が他国船の移出入港であったことが指摘できよう。

実際、竹原塩田の開発は、幕藩制市場の成立を前提としていた。この点、領域市場と全国市場の展開の両側面から概観しておくことにしたい。⁽¹¹⁾

広島藩は、領内町改めを実施し、町立て政策を遂行した結果、広島城下町を頂点とした、町―在町―在郷市が網の目に編成する中で領域市場を形成した。また、それに伴い、陸路では公道制の徹底を図り、海路では浦方の指定を行ない、水主役の編成を行なったのである。

竹原下市は、天文九年（一五四〇）に成立したといわれ、正保元年（一六四四）に町年寄制をしいている。また、藩の町立て政策のもと、領内町改めに基つき元和五年（一六一九）の段階で、すでに竹原下市は町場化されている。一方、浦方では、元和・寛永期に、広島川口・尾道・宮島・蒲刈・倉橋と共に「他国船入津仕候」港として編成された。さらに、慶安二年（一六四九）には尾道・三原・木浜・三津と共に竹原に年貢米貯蔵蔵としての浦辺蔵を設置し、そこから大坂へ津出しするようになっていく。かくして、近世初期の段階から領域市場の形成に対応しながら、竹原は領主的な物資集積地として位置付けられたのである。

また、寛永八年（一六三一）を始めとして数度に渡り他国米移入を禁止し、藩経済圏を形成している。これと同様に寛永二十一年（一六四四）には、他国酒の移入も禁止し、正保年間からは酒造販売の統制が行なわれている。他方、

表1 宝永3年(1706)売塩高一覧

項目	俵	割合
広島売塩	3,208.85	1.3%
寺西売塩	4,155.00	1.7%
三問屋他国売	230,737.00	94.3%
小俵問屋他国売	2,027.50	0.8%
下市村其他所々売	4,451.80	1.8%
合計	244,580.15	

- (1) 「宝永三年分賀茂郡竹原塩浜売塩運上帳」より作成
 (2) 1俵は、小俵の場合1斗5升、大俵は5斗1升

の村々では、庄屋が手形を見せることで、竹原塩田で生産した塩の配給を受けただけである。ただし、その割り当ての俵数は、合計で小俵千俵ということであった。小俵一俵当り一斗五升であることから、一五〇石の塩が賀茂郡の各村々に配給されたことになる。このことを考えると、個々の村民の食糧分として十全に配給されていたわけではないと考えられる。むしろ、備蓄用などといった理由も念頭に据えて考える必要もあるだろう。また、同じ宝永三年(一七〇六)の売塩高を示した八表1Vを参照すると、「広島売塩」として三〇〇俵近くが販売されている。広島藩領内における、塩消費を担いつつ、他国販売がなされたのである。

また、同表からも明らかのように、竹原塩浜での総製塩高の九割以上が他国

元和六年(一六二〇)十二月に大坂蔵屋敷が完成するが、それ以前から大坂への廻送がなされている。近世前期の段階で大坂への登せ米は年間五〜六万石といわれ、蔵元鴻池によって売りさばかれたのである。また、藩内主要特産品である材木・鉄・紙などは専売制を実施し、大坂へ廻送・販売することで、藩財政の一助としたのである。竹原塩田の開発は、慶安三年(一六五〇)のことだが、ここで生産した塩は、かかる幕藩制市場の展開に対応したものであった。竹原塩については、賀茂郡内の塩の配給と地売り・広島売りと、江戸・北国市場を対象に、他国売りがなされている。

宝永五年(一七〇八)の「御廻状并相談控」を参照すると、小俵千俵に対し、賀茂郡内八十二ヶ村に対して割り振られている。そして「右之塩割賦之通村々庄屋手形持参可申候間、相渡し可被申候、以上」と、賀茂郡における各所

へ販売された。元禄期は、江戸などにも送られたが、竹原塩は主として北国市場を対象としたのである。北国商人は、北前船に乗り、米を廻送し、その返り荷として塩を購入したのである。北国米について、年貢米とは別の商品米については、近世の段階では、必ずしも良質ではないといわれている。むしろ、温暖な地で生産される肥後米や広島米などの方が大坂の中央市場での評判は高かった。その意味で、北国商人にとっても、米穀販売と塩の購入を一括して行ない得た点は好都合であったのである。この点、△史料1▽を参照してみることにしよう。⁽¹⁵⁾

△史料1▽

乍恐御理り申上ル口上

一竹原町浜之儀ハ専他国商人船入津之所ニ御座候、今度他国米不被為入候二付、塩浜并町中迷惑仕末々之もの迄確と難儀仕申候間、何とぞ御赦免被為遣被下候様ニ乍恐奉願候

一塩浜飯米春冬ハ麦も少シハ給申候へ共、あらしこと仕候故米大分給申候、常々地米と他国下米ハ直段よほと違申候二付、下直成を勝手ニ他国下米或者たいとう米常々飯米ニ仕候、米売手も世間江売兼申、悪米ハ塩浜むきとて積参或者塩かへ又者貸付ニも仕候故、当分銀子所持不仕候而も飯米勝手多ク御座候、其上塩かへ二仕候へハ塩之払も能、縦町江商米ニ売申候而も戻り荷物ハ塩買申二付、下直成飯米給申勝手斗ニてハ無御座塩も売申候、近年方々塩浜大分出来仕候二付、塩之払もすくなく年中ニハ度々塩さしつかへ所持仕候塩欠り多ク御座候、今度他国米御留被為成候而者弥塩之払もすくなく罷成申候、其上米高直ニ御座候而ハ当所江参込候而之飯米買も不自由御座候ニ付、薪買船も拾艘之内五六艘ハ直ニ登り薪も不自由ニ罷成、彼是以難儀仕候事

一当所之儀田畠ニ不応人数大分故、うきすきのもの多ク御座候、他国船出入仕候得ハ其顔ニ而渡世仕候、船より荷物

上ケ銘々宿江取込申時船場より家々迄之日用買取、又者売払申時ハ家々より船場迄持遣ス往来之日用買ヲ家職ニ仕、小身成もの共只今指当り家職ニはなれ申候并上荷船之もの共迄迷惑仕候事

一見世商家職ニ仕候者共米商を元として、或者塩鯛茶たはこ等さしくわへ商売仕候処ニ、他国米より地米ハ高直故、飯米買のものも参不申外之商迄會テ無御座、尤他国米御入被為成候時分ハ、当所ニ而米売払申候得ハ則其代銀ヲ以当所ニ而塩并もめん木わたたはこ酒等諸事西国北国へむき申候商物戻り荷物ニ買申候処ニ、他国米売ニ不参候ニ付、左様之売物會テ不仕家職ヲ失商人共迷惑仕候事

一諸問屋ヲ家職ニ仕候もの売物払申候得共、売物口錢を取其代銀ニ而買物仕候得ハ買物ニ而口錢ヲ取り申候、米船拾艘之内大形三艘四艘者積合御座候、或者麦大豆小豆粟并鯛塩魚等積候船米少ニても積合申候得ハ、唯今ハ当所江参候事哉不申候故外之売物常々と各別欠り申候ニ付、米問屋ハ不及申上ニ諸問屋共ニ家職失申、第一当所之儀ハ、他方よりハ竹木少ツ、出申斗ニ而専沖口より之商ニ而御座候処ニ指当り迷惑仕候事

右申上候通御座候、町浜五千人余之人數身上相応くニ迷惑仕候、乍恐御救と被為思召他国米買申儀御赦免被為成被下候者、家職ニ取続難有可奉存候、以上

元禄八年亥九月十六日

竹原下市村年寄 半三郎

(以下十三名略)

この史料は、先に触れた寛永八年（一六三一）以来再三出された他国米の移入禁止に対して、他国米売買の赦免を願ひ出たものである。本論の必要な限りでまとめると、他国米売買の赦免願の内容は、a他国から寄港する廻船の積

載された米を竹原に売出しその返り荷として塩をはじめ、木綿・煙草・酒などを購入する場合が多かった。このため、塩など他の商売に支障を来すこと、b 他国船と問題が生じた場合、米ばかりでなく上荷などの他の商売の支障を招くこと、などをあげている。その結果、元禄九年（一六九六）に、「下市者以各々別飯米迄相調候儀御免二候」と、竹原塩浜で消費される飯米に限り、他国米の購入は許可されたのである。

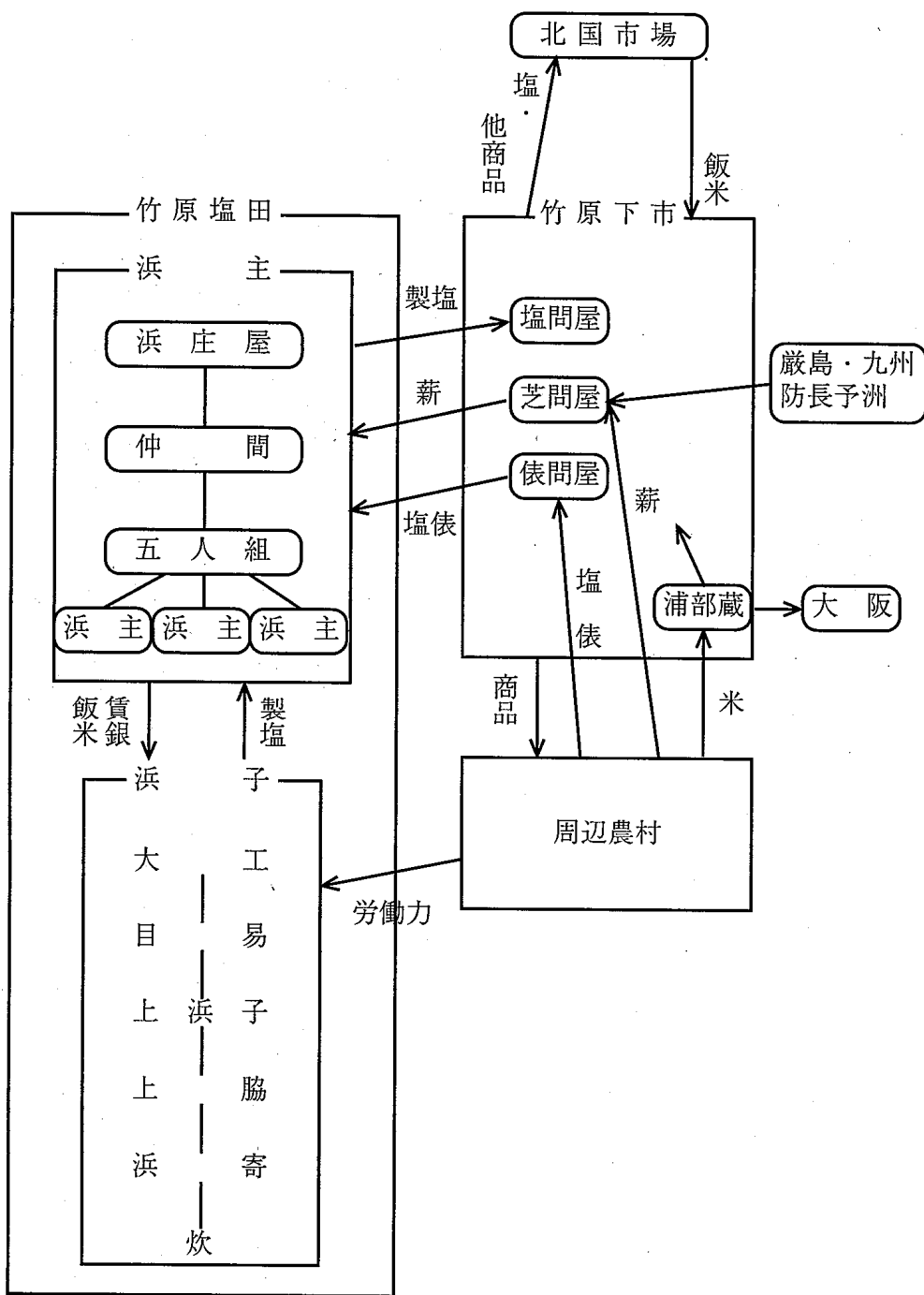
こうした広島藩による他国米移入禁止政策に対し、その度ごとに赦免を願い出て許可を受けていた。この点、「他国米入津御停止之儀、元禄七年以前ハ不詳なれ共、同八亥年九月二日、同九子年九月、同十丑年七月十八日、同十四巳年九月、同十六未年霜月十日、同十七申年七月十七日、宝永二酉年五月二十九日、同三戌年八月二十六日以上各年二被仰付、其都度年寄庄屋連名ニ而歎出御赦免ニ成りたる由書記しあり」と記載されているように、再三広島藩の他国米売買禁令とそれに対する竹原側の嘆願書のやりとりが見られる。浜子の飯米として北国米を購入している点については、後述することとして、市場の問題として指摘すると、竹原塩の販売は、先に指摘した他国船の入船可能な港であり、遠隔地廻船商人が寄港することを前提として成立し、生産された九割以上の塩が他国へ送られたのである。

2、塩浜村落の成立と御勤番所廃止

竹原塩田の開発は藩営によって行なわれるが、その後各地の商人に分譲し、彼らが浜主となった。浜主の出自は、竹原下市に限らず、瀬戸田・白市・三原など各所に居た。このため、実際に竹原塩浜に浜主が居住する住宅浜、竹原下市など別の場に居住しながら浜主を担う掛持浜、塩浜の所持者（浜主）とは別に小作に運営一般を担わせる預り浜の三種類が存在したのである。⁽¹⁸⁾ かかる塩浜の運営や経営に関わる人達を以下、塩業者と総称する。

竹原下市と竹原塩浜との関係は、密接に係しているものの、行政的には分離していた。竹原には、浜方（竹原塩

図1 竹原塩田の下市の関係



(1) 塩の販売先は主として北国市場を対象としているが、他に九州や江戸など太平洋沿岸にも送られていた。

浜・町方(竹原下市)と存在し、それぞれ浜庄屋・町庄屋が存在し、固有に運営がなされたのである。こうした竹原塩田と竹原下市の関係を示したのが図1である。簡単に紹介すると、竹原下市には、生産塩を集荷した塩問

屋、燃料としての薪を集荷する芝問屋、塩を詰める俵問屋などが存在していた。燃料としての薪は、薪船として厳島を始めとした芸備の浦々や九州・防長予州から運ばれている。また、周辺の村々からも運ばれたが、それとは別に正徳二年（一七一二）の段階では、「塩浜付け」の御留山が二箇所存在していた。各地から送られてきた薪炭は、芝問屋（正左衛門・平七）が購入し、各塩田に分け与えている。塩俵については、周辺の村々から牛馬で背負わせ、俵問屋（孫兵衛・平七）まで運んでいる。そして、俵問屋を購入し、俵蔵に納め、各塩田に与えている。また塩の販売組織としては、三軒の大俵問屋と小俵問屋があった。竹原塩のほとんどは他国塩であったが、それらは、おおむね大俵問屋が請け負っていたのである。⁽¹⁹⁾

ちなみに、塩田に敷き詰める土（入替土）は三津・吉名・木谷の干潟から採取し、竈石は播州荒井川・穴瀬川から入手していた。

かくして、「時キ続テ、塩浜も賑ニ、町並も豊饒ニ成、地下の繁昌逐日ヲ昔ニ異て甚幸たり」と竹原下市と竹原塩浜は共に繁栄することになったのである。⁽²⁰⁾ 塩浜の場合、浜庄屋の下に数人の仲間（中間）が存在し、販売などの指示をするなど、浜庄屋を補佐した。また、住宅浜・掛持浜の場合は浜主が、預り浜の場合は預り浜主（小作人）が、それぞれ塩浜の運営に携わっている。彼らは、五人組の中に編成され、塩浜の運営に関わるわけだが、五人組の記載を参照すると、浜主が所持している塩田の軒数分だけ名前が見られる（預り浜の場合は預り浜主の記載がある）。そして、塩田の所持数（預り浜数）だけ、塩浜の運営に関わっていた。⁽²¹⁾ また、宝永四年（一七〇七）四月には、大寄合を開き、塩浜に関し、取り決めがなされている。⁽²²⁾ 史料 2 V を参照してみよう。

△史料2▽

覚

四月廿七日 大寄合

一兼而從御公儀被仰出候御法度之趣堅相守可被申事

一火用心念ヲ入火焼所籠抹ニ不被仕、平生五人組之内火消道具損失相改之可被申、若浜町出火之砌ハ役付之通無異同火本江駆付随分火防可被申、尤役人其品見届働之甲乙可遂吟味

一水出或者樋浦候刻御定之通銘々防道具持せ来働可被申、其法右同前之事

一宗旨改之儀ハ御公儀嚴密之御制ニ候条、人抱被申刻念入可被申事

一博突之儀兼而御法度ニ候条弥勝負かましき儀、又者頼母子杯ニ入申儀少ニ而も相聞申候ハ者急度御公儀江可申上条、兼々随分御法度之旨相守可被申事

一塩大俵小俵兼々申渡候通不同無之繩俵念ヲ入浜主見廻り俵仕らせ可被申事

附り御定之通移込塩無之時者三拾俵より多ク被渡間敷釜有之時者いたく塩遷込共四拾俵迄仕廻可被申事

一大俵塩新目ハ五斗壹升入

但（壹合ニ而も欠有之候ハ者過怠ニ五斗貳升ニ可仕、五斗三升より余ハ口ヲぬき可申候

一同古目塩ハ有之候共五斗壹升ニ可仕

但三升より多き欠ハ俵仕替可被申候

一遷込塩五斗一升入

但（不足有之候ハ者たし可被申、多く有之候ハ者残シ可被申

一本小俵ハ壹斗五升入

一四ツ俵ハ壹斗貳升五合入

一五ツ俵ハ壹斗入 一式ツ半俵ハ式斗入

一式ツ俵ハ式斗五升入

右御定法ニ候条失念被仕間敷若不同於有之ハ急度吟味可遂事

一塩壳被申候儀壹俵ニ而茂仲間指図無之塩壳被申候ハ者御公儀江急度可申上事

一他所塩入込候儀壹俵ニ而茂仲間指図無之塩壳被申候ハ者御公儀江急度可申上事

一他所塩入込候儀或者問屋中ニ而茂諸事非分成儀有之候ハ者不被隱置早速役人江知らせ可被申事

一先格之通塩壹俵ニ而茂夜ニ入船ニ積候儀ハ勿論町江揚ケ候儀も被仕間敷若無扱儀有之候ハ者役人江可被申出事

一御運上指出之書付算用違無之候様ニ随分念入可被申事

一薪付釜付町上ケ塩之通早速指出シ可被申事

一雖為隣村無理猥他出被仕間敷事

一何事ニよらず役人申渡候儀疎略被仕候敷、或者寄合等ニ名代諸事鹿抹成儀有之ニおゐてハ御公儀を被輕候儀ニ候

へ者急度吟味可被遂事

一御国御侍様ハ勿論他国御侍方に対し不礼不被仕諸事懇懃ニ仕可被申事

一御下代様方塩浜御廻之節先規之通浜主内ニ居合被申候ハ者出合可被申事

一柴問屋俵問屋其外ニ而も非分之儀有之ニおゐてハ不被隱置可被申出事

一大工浜子不作法ニ相見へ候条随分銘々稠敷可被申付

尤別紙判形帳五人組頭江渡置候条毎月五人組小寄合之時分人別判形取置可被申、其上役人見届ケ可申事

一走り浜子之儀平生吟味可有之事

一 毎度出夫及延引申候条自今以後時刻違不申候様ニ可被申付、尤普請所ニ而辛領之者不請指図口論かましき儀仕候

ハ者不及利非浜子江手錠着其上吟味可仕候間浜子江稠敷可被申付事

一 川口不審成船繋り申候ハ者早速役人江可被申出事

一 捨土釜穴石入川江捨り不申候様ニ平生吟味候事

右之通毎月組下江手堅可被申渡、為其五人組頭毎月判形取置申候、以上

い四月二十七日

庄屋 太左衛門

仲間

五人組頭中

右被仰渡之趣委細承知仕候、組之内江毎月申付判形可申候、為後日五人組頭判形仕処如件

判取帳別ニ有之

△史料2Vを参照すると、a火消しの取り決め、b宗門改めに伴う人抱えについての注意、c博奕の禁止、d俵装の量の取り決め、e塩販売は仲間の指示に従うこと（夜間に密かに販売することも認めない）、f他所から塩を入れ販売することを認めないこと、g浜下代を含め、国内外の侍に対し無礼のないようにすること、h浜子について、走り浜子に対しては吟味を行ない、塩浜内で口論などをする浜子に対しては、手錠を掛け吟味すること、などを取り決めていている。このように、塩浜法度には、塩浜内部の秩序維持の内容と販売に関する取り決めが多く記されている。塩浜には、運営組織としての側面と経営体としての側面の両側面の性格を合せもつことが指摘できるのである。⁽²³⁾享保十九年（一七三四）の段階では、塩浜に居住する浜主は本百姓として、預り浜主は無高として把握され、浜子に対して

は下人として把握されている。⁽²⁴⁾ 浜主は、実質的には商人であったが、塩浜での身分としては本百姓として把握されたのである。

次に、近世前期における塩浜に対する負担方法の変遷を述べていこう。慶安三年（一六五〇）の開発段階では、礼銀の引換えとして歛下年季が認められていた。⁽²⁵⁾ この礼銀は塩田の地位などを考慮に入れず、一軒相当銀一枚を支払うこととなっていた。歛下年季が過ぎた承応三年（一六五四）に検地が行なわれることになるが、この時の様子はわからない。その六年後の明暦二年（一六五六）の「塩浜地詰帳」を参照すると、⁽²⁶⁾ 地位を上浜から下々浜に至る九つに分け、一反相当二石二斗から一石二斗まで石盛りし、その上で「分米」という名称で石高を決定している。明暦二年九月の段階で面積六十町歩弱で、石高は千百石余りであった。そして、竹原塩浜に対し、この検地に基づき塩浜年貢を課したのである。また、塩浜年貢以外に各塩田一軒づつに、三月から十二月まで毎月十俵づつ出し合い、それを換銀し、塩浜全体の一助としている。百俵塩といわれる一種の頼母子の形態であった。しかし、この分も藩（＝浜下代）へ納められるようになっていた。⁽²⁷⁾

元禄十二年（一六九九）、竹原塩浜へ課される負担のあり方は、塩浜年貢から俵懸り運上へと改められている。俵懸り運上とは、販売量に依りて、大俵塩一俵につき三分づつ支払うことを取り決めたものである。塩の現物納による塩確保策から、全国市場を対象とした塩販売による藩の貨幣獲得策へと変化を見ることができよう。この俵懸り運上の実施に伴い、塩販売量の監視を目的として御勤番所に浜下代を常駐している。この御勤番所は寛文十二年（一六七二）に設営されたもので、⁽²⁸⁾ 浜下代もそれ以前からすでに常勤していた。ただ、この俵懸り運上によって、一層塩浜へ常駐する必要性が出てきたといえるのである。

この俵懸り運上を廃止し、年八十六貫目の定運上へと転換するのは正徳三年（一七一三）のことである。⁽²⁹⁾ この定運

上の実施は、前年正月の正徳新格を受けたものであった。この正徳新格とは、郡方支配の整備を目的としたもので、郡村支配の根幹である代官制を廃止し、諸郡の代官、村廻り、下代の職をやめ、郡中の有力な農民に対し、所務役人と頭庄屋を任命したのである。⁽³⁰⁾なお、この正徳新格は、享保三年（一七一八）の享保一揆によって挫折し、郡廻り代官を復活している。

さて、この正徳新格を受けて、竹原塩浜は定運上の実施が行なわれたわけだが、それに伴い浜下代が廃止された。

△史料3▽△史料4▽を参照してみよう。⁽³¹⁾

△史料3▽

覚

一竹原塩浜定運上二相成候、以来勤番之下代為勤方も無之二付、下代勤番差止候事

一下代勤番差止候二付、南重左衛門勤方并頭庄屋・年寄・浜庄屋共勤方別紙書付之通相心得、頭庄屋・年寄・浜庄

屋共へ可被申渡候事

一今度下代為積喜兵衛方より勤番所之帳書付類并番所附之道具等相渡可申候条相改メ請取可被申事

十一月七日

郡御役所 印

南重左衛門殿

別紙

覚

一 竹原塩浜方折々南重左衛門見廻り存寄之儀可申付事

一 毎月塩改目録頭庄屋・浜庄屋方ニ而相調、南重左衛門奥書ニ而郡御役所へ差出可申事

但、月々晦日限り之事

一 下市村年寄・浜庄屋・浜仲間之者共近村へ罷越候節者前後共南重左衛門聞届控置可申事

一 塩浜一ヶ年分出来塩之員数并他国御領内下市町場塩之売銀高別案文之通帳相調へ、毎歳二月ニ南重左衛門奥書ニ而郡御役所へ指出可申事

一 柴問料銀一ヶ年分帳ニ相調、毎歳二月ニ南重左衛門奥書ニテ郡役所へ差出可申事

一 下代勤番所折々致見分、破損所有之候ハ、繕申付不荒様ニ仕可申候、尤破損所有之候ハ、度々可申出事
右之通自今以後南重左衛門方承届可被相勤候事

十一月七日

郡御役所 印

南重左衛門殿

△史料 4 V

覚

一 塩買船入船之注進書付并塩問屋より売塩之仕出書付相添下代勤番所江指出候通、頭庄屋方江請取帳ニ控置可申事

附り頭庄屋広嶋又者郡中用事罷違候節ハ浜庄屋仮ニ可相勤候

一 塩問屋より売塩之俵数并銀目書付下代勤番所へ指出候通、頭庄屋へ請取控置可申事

附り頭庄屋広嶋又者郡中用事罷違候節ハ浜庄屋仮ニ可相勤候

一 塩積仕廻候節塩問屋より之仕出書付下代勤番所へ指出候節、柴問屋宛ニ而之裏書仕遣并控置候儀頭庄屋方相勤可

申事

附り頭庄屋広嶋又者郡中用事罷違候節ハ浜庄屋仮ニ可相勤候

一塩問屋より仕出候俵数裏書物之通柴問屋相改候而若員数相違有之候節、下代勤番所江申達候通頭庄屋方聞届控置候而南重左衛門方江可申達事

一塩竈屋下代見分仕来候通頭庄屋年寄共申合見廻り出来塩之善悪并員数相改控置可申事
右唯今迄下代勤来候通自今以後頭庄屋年寄并浜庄屋申談相勤可申者也

未十一月七日 郡御役所印

頭庄屋下市村 半右衛門

下市村年寄 孫次郎

同 半三郎

浜庄屋江

△史料3Vの宛て先である南重左衛門は、下野村の庄屋で割庄屋を兼ね、正徳新格に伴い、所務役人に取り立てられた人物である。よって、△史料3V△史料4Vは、従来の浜下代の権能を所務役人・頭庄屋・年寄に分有したものと見えよう。

まず史料の内容について紹介する。△史料3Vを参照しよう。所務役人である南重左衛門に対しては、a塩浜の見廻り、b浜庄屋・頭庄屋が作成した塩改め目録の奥書及び郡役所への提出、c下市村年寄・浜庄屋・浜仲間が近村へ出張する際の聞届け、d塩浜出来塩員数や販売高の調査と奥書、その上で毎月二月郡役所へ提出、e柴問料銀一ヶ年

分の奥書及び郡役所への提出、f 浜下代の居住していた御勤番所の管理、の六点を述べている。また、△史料 4 V に見られるように、頭庄屋・年寄・浜庄屋に対しては、a 塩買船入船の注進書付や塩問屋からの売塩の仕出書付について頭庄屋の請取帳へ控え、b 塩問屋より売塩俵数并銀目書付等の請取、c 出来塩の善悪・員数等の見廻りと検査、の大きく三点の実施を述べている。これらを参照すると、塩浜の治安と塩販売の管理と不正売買の監視というそれまでの浜下代の役割を知ることができる。また、冒頭に「竹原塩浜定運上二相成候、以来勤番之下代為勤方も無之ニ付、下代勤番差止候事」と、記載されているように、定運上の廃止に伴い、浜下代を廃止している。以上の点から考えると、定運上の取り組みは、浜下代の廃止を意図しつつ行なわれた、年貢徴収方法の簡素化を目的としたものであったといえるのである。

さて、この定運上実施の結果、塩浜に対して、負担のあり方と、浜内部の治安の二つの意味で自律性を促すことになった。

まず負担のあり方についてであるが、従来は地詰（検地）に基づき、地位を確定し、それぞれの石盛りで石高を換算していた。それに対し、正徳三年の段階ではそれぞれの浜に応じて塩高を算出した上で、運上銀を課している。この塩高は、実質的な製塩高を意味するのではなく、塩浜の地位や建物台などの設備を換算したものであった。注目できる点は、この塩高の算出方法は、藩権力によってなされたのではなく、塩浜自身でなされた点であろう。浜庄屋が中心となり、塩浜内部で割り付けるようになったのである。近世村落の性格の一つとして村請制を指摘できるのならば、この定運上によって浜請けが成立したということができるのである。

もう一つは、御勤番所の廃止に伴う、浜内部の治安についてである。この点、廃止した一一年後の享保十年（一七二五）に御勤番所の再設置を願ひ出ている。△史料 5 V を参照してみよう。⁽³²⁾

△史料5▽

乍恐御願申上口上之覚

一当所塩浜出来以来御勤番所御座候而浜方御格式相立諸事治り浜子共勤方宜敷御座候所、拾壹ヶ年以前より右御勤番所御引被為成候処、其以来行儀作法連々不宜、近年者浜子共我俣ニ罷成候而不勝手多ク家業体難勤難儀仕申候、御勤番所無御座候ニ付じだらく不行儀ニ罷成候段第一他国塩買之もの存所思ひ入等もきのとく成儀ニ奉存候、右之趣御役人中御存知ニ御座候得者先年之通御勤番所出来仕候様御願被仰上可被下候、為其以書付申上候、以上

巳四月

五人組頭いつみや 十郎右衛門

(中略)

下市村年寄 加左衛門殿

(後略)

享保三年(一七一八)の享保一揆に伴い、広島藩は、正徳新格に挫折し郡廻り代官などを復活することになるが、浜下代の再設置は、かかる情勢をうけたものであった。同史料を参照すると、御勤番所の再設置は、従来の俵懸り運上を目指したのではなく、塩浜内部の治安を期待したものであることがわかる。実際、先に紹介したように、浜下代の役割は、単に塩の販売数量の確認にとどまらず、塩浜の監督・治安維持もあげることができる。とりわけ、「我俣ニ罷成候而不勝手多ク家業体難勤難儀仕申候、御勤番所無御座候ニ付じだらく不行儀ニ罷成候」と、浜子による浜内部の秩序が乱れている様子がうかがえるのである。塩浜内部の治安は、御勤番所が廃止されるまでは浜下代(藩権力)

の存在を背景としていた。塩浜の見廻りがなされることが、塩浜内部の秩序維持に役立ったのである。塩浜は、塩田を所持する浜主と、製塩作業に従事する浜子によって構成されていた。塩浜社会を理解する時、両者の関係を探ることは重要な意味があるといえよう。次に竹原塩田における浜主―浜子の関係について述べていくことにしたい。

二、竹原塩浜の展開と浜主―浜子

竹原塩浜は、慶安三年（一六五〇）に三一軒浜が開発され、さらに承応三年（一六五四）に六七軒開発されることで、合計九八軒浜となった⁽³³⁾。塩浜総体の面積は、寛文一一年（一六七一）の検地により、六〇町九反五畝十二歩と確定したのである⁽³⁴⁾。しかしその後、竹原塩浜の基礎構造の側面から二つの点で変化が見られる。△表2▽と△表3▽を参照しよう。

一つは、寛文期段階では、塩田

表 2 塩田 1 軒相当の面積

塩田面積	寛文11年	元禄6年(軒数)	正徳3年(軒数)
1～2反			
2～3反			
3～4反			
4～5反	1		
5～6反	7		
6～7反	34	10	1
7～8反	28	21	16
8～9反	9	23	24
9～10反	4	9	13
10～11反	2	5	8
11～12反		3	5
12～13反			4
13～14反			2
14～15反		1	
15～16反			
16～17反			1
合計	85	72	74

- (1) 寛文11年(1671)は、「賀茂郡竹原塩浜指出シ之帳」(『竹原市史』第三巻 史料編(一)、1964年)を参照。
- (2) 元禄6年(1693)は、「竹原塩浜総畝高并浜付田畠数之覚」(『竹原塩田誌』日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系史料編近世(四)』1975年)を参照。
- (3) 正徳3年(1713)は、「塩浜軒別総畝差引目録竹原塩浜手鑑写」(『竹原塩田誌』日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系史料編近世(四)』1975年)を参照。

落合：近世竹原塩業の成立と塩業労働者

の単独所持がほとんどであったのが、徐々に複数所持が増えてきている点である。特に、米屋半三郎に塩田が集積している点は注目できよう。この人物は、竹原下市の年寄役を勤め、大俵塩問屋三人のうち一人であった⁽³⁵⁾。米屋半三郎が所持した塩田数は、寛文十一年には一軒浜であったが、元禄六年（一六九三）に八軒浜、正徳三年（一七一一）には九軒浜を有することになる。この様に、米屋半三郎のもとに突出して塩田が集積され、次に四軒浜が一人いて、おおよそは、一軒浜か二軒浜であった。徐々に浜主間の階層分化が進んでいる様子がわかるだろう。

もう一つは、寛文期は、一筆相当の面積は、六反から八反歩が中心であったが、元禄期には、一軒相当七反歩から九反歩が中心となり、正徳期になると塩浜総面積自体も十町歩ほど拡大し、七反から一町歩が多くなる。塩浜の統廃合が行なわれていたことがわかるであろう。この塩浜の統廃合のことを分け浜という。この分け浜実施の具体的な様子は先に述べた西畑俊昭氏の成果があるので、それを参照することとし、必要なレベルで指摘しておこう。順序が逆

表3 浜主1人当りの塩田所持軒数

軒数	寛文11年	元禄6年	正徳3年	享保7年
1	77	48	46	46
2	4	3	6	6
3		2	1	1
4		1	1	1
5				
6				
7				
8		1		
9			1	1
10				
11				
12				
13				
	85	72	74	74

- (1) 寛文11年(1671)は、「賀茂郡竹原塩浜指出シ之帳」(『竹原市史』第三巻 史料編(一)、1964年)を参照。
- (2) 元禄6年(1693)は、「竹原塩浜総畝高并浜付田畠数之覚」(『竹原塩田誌』日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系史料編近世(四)』1975年)を参照。
- (3) 正徳3年(1713)は、「塩浜軒別総畝差引目録竹原塩浜手鑑写」(『竹原塩田誌』日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系史料編近世(四)』1975年)を参照。
- (4) 享保7年(1722)は、享保七年十月「浜主人名并浜方諸事書上」(『竹原市史』第五巻 史料編(三)、1967年)を参照。

になるが、△史料 7V で明らかなように、分け浜による塩田の統廃合を実施することで、開発当初九十八軒浜であったのが、享保十年（一七二五）には七十二軒浜へとなっている。△史料 6V △史料 7V を参照しよう。⁽³⁶⁾

△史料 6V

大浜八九反或ハ一町、小浜ハ六七反也、譬ヘバ大浜ハ煮ル塩ヲ一万四五千者、小浜ハ一万或ハ一二千焼ク之ヲ也、譬ヘバ中浜無ク設ケ無ク損モノ者、大浜五両七両計リ設ケ也、小浜五両七両之損也、故ニ曰フ設之齟齬ト也是ノ故ニ遂フテ歳ヲ訴フ之ヲ乎、浜中以テ小浜七軒ヲ一軒分トシ、与ヘテ於或ハ三四五軒ヲ為ス大浜ト也東中島四軒、西中島二軒、北浜一軒合セテ七軒ヲ為ス分浜ト也、自リ今年為ル七十八軒ト也、故宮加ヘテ二軒ヲ者八十軒也

△史料 7V

元禄六癸酉年浜数八十五軒ノ内浜ニ大小アリテ、大浜八九反或ハ壹町小浜ハ六七反ニシテ、譬ハ大浜ノ煮塩壹万四五千ニテ、小浜ハ壹万或ハ壹千ナリ、而シテ大浜ハ九人乃至十人、中小浜ハ各八人ノ雇人ヲ使用セリ、故ニ譬ハ中浜損益ナシト雖トモ大浜ハ五両乃至七両ノ利益ナルニ、小浜ハ之レニ反シ五両七両ノ損失ヲ生ス、依テ東中島四軒・西中島二軒・地浜壹軒、合七軒ヲ四五軒ノ浜ニ分ケテ大浜ト為シ七十八軒トナル、逐年此法ニ随ヒ分浜ニ為シタルカ故ニ享保十巳年ニ至リ七十式軒ニ減少セリ

同史料を参照すると、分け浜実施の理由は、いわゆる大浜の方が小浜・中浜と比較して有利なことを意味するが、その点について、両史料から具体的に経営効率の面で二つの点が指摘できる。

一つは塩浜一軒において、製塩作業場としての塩田だけでなく、釜屋・浜子小屋・納屋など一連の建物をも兼備える必要があったという点である。その意味では、一定度の面積（一町から一町五反）を有していた方が有利であったのである。

もう一つは、浜子に対する賃銀についてである。△史料6Vで明らかのように、釜焚きや塩田労働者など浜子を雇用する場合、一軒相当に必要な浜子の人数は小浜でも大浜でもほとんど変わらない。よって、浜子を効率的に雇用する点においても、大浜の方が有利であった。

△表4Vは、塩浜の構成について、一軒浜当りの人数を、a総数、b住宅浜の場合、浜主を含めた家族の人数、c下人の人数の三つに分けて記したものである。△表4Vを参照すると、いくつかの点が判明する。

一つは、貞享元年（一六八四）の段階では、竹原塩浜は、八五軒浜存在していたのが、宝永元年（一七〇四）に至るまでで七三軒浜に減少している点である。これは、先に指摘した通り、分け浜による塩田の分離統合が進んだことを示すが、その後、正徳五年（一七一五）まで七三軒浜で横這いが続く。享保十年（一七二五）において七二軒浜となることから、その後一軒浜分が分離統合されるわけだが、おおよそ、宝永元年までの間でおおよそ分け浜が完了したことがわかる。この点と相俟って、竹原塩田の総数も、貞享元年時、九〇六名であったのが、宝永年に七七八名に減少し、その後横這いである。この点は、下人と記載されている人数も同様で、八〇〇名近くいた下人も宝永年に七〇〇名弱にまで減り、その後横這いとなっている。表中には下女をも下人に含めて計算し、また史料中にも、下人という記載しか見られないことから、住宅浜のような場合、浜主に仕える奉公人も居るものと考えられ、全てが浜子とは限らない。ただ、おおよそは浜子として理解できるものと考えられよう。

また、一軒相当の人数を参照すると、総数としては、七人から二〇人と散らばりが見られるものの、総数が一三名

表4 竹原塩浜構成員の一軒相当の人数の推移

人数	貞享元年 (人数)	貞享元年 (家族)	貞享元年 (下人)	元禄4年 (人数)	元禄4年 (家族)	元禄4年 (下人)	元禄16年 (人数)	元禄16年 (家族)	元禄16年 (下人)	宝永元年 (人数)	宝永元年 (家族)	宝永元年 (下人)	宝永6年 (人数)	宝永6年 (家族)	宝永6年 (下人)	正徳5年 (人数)	正徳5年 (家族)	正徳5年 (下人)	
1人																			
2人																			
3人																			
4人	1		1							1		1							1
5人																			
6人																			
7人	3		5	4		4	3		3										1
8人	15	1	17	20		23	12		2	18		1	4		4				4
9人	26	3	29	25	2	30	34		18	22	1	18	10		13				8
10人	15	5	15	7	2	19	5	2	34	6	1	24	26	2	25	26			29
11人	5	2	9	5	1	6	3	2	10	4	1	12	8		12	11			3
12人	1		7	2	4	-2	2	2	7	4	1	9	6		12	4			3
13人	3	2	2	1	2		3	2	2	4	3	5	2	2	3	5			4
14人				7	7		2	3	1	4	3	1	1	1	2	5			5
15人	2	2		4	4		2	2		4	4	1	5	4	1	1			2
16人	3	3		2	2		2	2		1	1		4	4		3			3
17人	7	7		5	5		4	4		3	3		3	3		2			2
18人	2	2		2	2		1	1		2	2		2	2		2			2
19人	2	2		1	1		1	1		3	3		1	1		1			1
20人				1	1		1	1		1	1		1	1		2			2
21人							2									1			1
22人																			
23人																			
軒数	85	29	85	84	30	84	77	24	77	73	23	73	73	20	73	73			73
人数	906	111	795	889	127	762	798	102	696	778	99	679	776	90	686	778	84		694

- (1) 塩田一軒に何人居住していたかを示した。「人数」は、一軒相当の総数、「家族」は浜主(預り主)と親類などを含めた人数、「下人」は、下女も含めて記載、一部は家内労働のための下人もいたと考えられるが、おおよそ浜子として考えてよい。
- (2) 貞享元年(1684)、元禄4年(1691)、元禄16年(1703)は「賀茂郡竹原塩浜家人御改之帳」を参照
- (3) 宝永元年(1704)以降は、各年「賀茂郡竹原塩浜宗門御改帳」を参照
- (4) 史料上、貞享元年の4人は、破損などで不明なため、実際はそれ以上と推定できる。また、宝永元年・6年の下人1名は、下女1名が記載されている。これは小池屋新右衛門という人物が主人の家族である。ちなみに、塩田は預り浜主に預けてあり、浜主に居を構えている特異な例である。

以上の塩田の場合、ほとんど住宅浜（浜主または預り主を含めた家族が居住している塩田のこと）であることが判明する。実際、下人のみでみると、七人から一五人と散らばりがせばまっている。また、浜主と家族が居住している塩田のほとんどが、一軒当りの総数が高くなっている。よって、住宅浜として浜主が居住していたとしても、それによって浜主が製塩作業に関わっていたとは、必ずしもいえない。これまで、住宅浜の場合、塩田における地主手作り経営を意味するものとされてきたが、この点、検討の必要がある。また、預り浜主は、立場としては、いわゆる地代を浜主に支払う小作であった。ただ、毎年地代を支払い続けることで、資金を蓄積し、浜主になることはしばしば見ることができると。また、浜子は浜子内部で序列の上昇は見られるものの、大工から浜主へと転化することはなかった。一般に、浜主・預り浜主など五人組として編成され、経営主となっていたのが塩業者といわれ、浜子や日雇いなどは塩業労働者といわれるが、この塩業者と塩業労働者との間は明確に峻別されていたのである。

さて、元禄六年（一六九三）に作成された「竹原下市一邑志」を参照すると、浜子の作業の様子について、以下の様に記載されている。³⁷

△史料 8 V

寛文四甲辰季為ル八十五軒ト到ルマデ今年二三十年ナリ

浜之為ナル主宰ト称ス大工ト 昼焼塩也一人

次ノ大工者称ス目易ト 夜焼塩也一人

其ノ次ヲ称ス上浜子ト一人或二人

其ノ次ヲ上脇一人或二人 其次ヲ中浜子一人或二人

其ノ次ヲ炊トイヒ一人浜一軒二八九人或八十人ナリ

浜寄之次第

以寄鋏ヲ浜之聚ムル土ヲ者二人 浜寄一人 炊一人

持籠廻三人 内一人以入鋏籠也、二人持籠之中土投入奴井之内

目易上中浜子

以木鋏ヲ、フルいれ替土ヲ者二人 上浜子以杵ヲ概シ土ヲ斟ミ

納ル茂もたれ潮ヲ者 一人水波奈江二番たれ潮曰茂めたれ也

都合八人大浜ハ九人或八十人ナリ大小浜人数如シ是ノ

これを参照すると、当時大工・目易が釜焚であり、塩浜の中心であった。この段階より大工は、塩浜の統率者を意味するものであったが、その後、釜焚とは別に位置付けられている。大工・目易に次いで、塩田における採鹹作業においては、上浜子―上脇―中浜子―炊という序列が見られ、作業も分担されている。浜子による分業による協業がなされていたのである。

次に、浜子への待遇についてであるが、浜子に対しては、賃銀と飯米が与えられた。

賃銀は、それぞれの序列に応じて隔差があり、当時よりすでに前銀が支払われていた。△史料9Vを参照してみよう。⁽³⁹⁾

△史料9V

霜月廿七日塩浜奉公人給分定

一上大工 式百三拾目 前銀百四拾目

一上目替 百四拾目 前銀八拾目

一上浜子 百五拾目 前銀九拾目

但壹段貳段之大浜まくり付

一上浜子 百四拾目 前銀八拾目

但並浜之分

一上脇 百三拾目 前銀七拾目

一上水はなへ 百四拾目 前銀八拾目

一上中浜子 百貳拾五匁 前銀七拾目

一上浜よせ 百拾匁 前銀六拾目

一上かしき 右同断 前銀右同断

右上脇よりかしき迄之定大浜ハ此外ニ五匁上リ

一先主へ付届ケ無之雇申候ハ、浜主より小俵貳拾俵過怠、大工へハ手鉄差置可申候、尤来年中途より抱候共付届

ケ無之雇中間敷事

一付届ケ無之雇、若其浜子借り走り有之時ハ其主人より先主へ立可申事

一居かかり之浜子留申候処ニ暇を取、外之主へ奉公仕候儀、不罷成候、左様成奉公人ハささわり浜中ニハ奉公仕ら

せ間敷事

右之通、少ニ而相背被申候ハ、急度趣度可申渡候条互ニ相守可 被申候、為其浜主大工判形取置申所如件

霜月廿七日

浜庄屋

仲間

月切り奉公人定

大浜

一上浜子百貳拾目 但正月より九月迄

なみ浜

一上浜子百拾匁 但正月より九月迄

右之外月之増欠りニしたかひ見合

日用賃之定

一九分 壹段貳段之大浜まくり持

五月より雇申分

一八分 同

朝よりやとい申分

一七分 同

ぬいほり上りより雇申分

一八分 なみ浜

五月より雇申分

一七分 同

朝よりやとい申分

一六分 同

ぬいほり上りより雇申分

右之通日用賃明十日より相定候間、此外上ケ雇被申候ハ、浜主より為過怠小俵塩式拾俵宛取申等二相極候、其浜大工者為過怠三日之手かね入申等二候間、弥銘々吃度相背被申間敷候、以上

卯ノ四月九日

庄屋

仲間

浜師中

同史料を参照すると、塩業労働者は、「塩浜奉公人」と称される年季奉公人と、「月切り奉公人」といわれ、繁忙期である正月から九月まで働く浜子と、日雇いの三種類に分かれる。一般に、浜子といわれる場合、「塩浜奉公人」と「月切り奉公人」のことを指す。先にも指摘した通り、年季奉公人としての浜子は、大工―目易（目替）―上浜子―上脇―水はなへ―中浜子―浜よせ―かしき、といった序列があり、給銀にも違いがあった。また、大浜の場合は、上脇よりかしままで五匁高く与えられているが、基本的には大浜であろうが中小浜であろうが、給銀に差異はなかったのである。

年季奉公人としての浜子に対し、前銀として、給銀の五割から六割程度支払われていた。また、雇傭の際には届け
ることを義務付けており、届けが出されないまま浜子を雇傭した場合は、浜主からは小俵二十俵、大工へは手鉄をす
ることが決められている。また、竹原塩浜内でも、他の塩田に断わりなしに移ることは禁じられている。

また、日用賃については、大浜と並浜とで賃銀の差が見られる。しかも、日用の中でも、a一番暑く、かき入れ時
の、五月から雇用する場合、b朝から雇用する場合、cぬいほり(午後の作業)から雇う場合とで、給銀が違ってい
る。これら、一連の賃銀について、竹原塩庄屋・仲間から浜師に対して、通達していることから、塩業者間が共同で
塩業労働者対策に当たっていることがわかるのである。

次に飯米についてであるが、この点、再びA史料1Vを参照してみよう。「常々地米と他国下米ハ直段よほと違申
候二付、下直成を勝手ニ他国下米或者たいとう米常々飯米ニ仕候、米売手も世間江売兼
申、悪米ハ塩浜むきとて積参」と、記載されているように、浜子の飯米について、広島
米よりも粗悪な北国米を購入している。実際、竹原下市の相場に筑前米・因幡米・柴田
米・秋田米など相場を見ることができるよう⁽⁴⁰⁾に、北国の米を中心として九州・山陰各地
の米が移入されていた。ちなみに、宝永二年(一七〇五)段階の一カ月の飯米高はA表
5Vに見られるように、およそ七割が他国米であったのである。また、同時に下市村・
塩浜および大石の人数および飯米高を記載し、藩へ提出している⁽⁴¹⁾。それによると、通常
の場合、一日相当三合を食していたのに対し、浜子は七合五勺を食すことになっている。
他国米の移入は、竹原下市・塩浜・および大石浦の飯米として、広島藩から許可された
ことから若干の斟酌を念頭に据える必要があるが、それでも通常の人の倍以上の飯米

表5 宝永2年飯米消費高(1ヶ月分)

項 目	石 高	%
他 国 米	368.500	51.3
麦	182.300	25.4
御 国 米	166.965	23.3
合 計	717.765	

(1) 「下市村并塩浜大石共人数并飯米高積」(『竹原市史』第四巻 史料編(二) 1966年参照)

消費をしていたということは注目できよう。その意味で考えると、浜子は飯米を充分に食することができたのである。次に、塩浜内部の秩序の様子を紹介しておこう。△史料10▽を参照しよう。⁽⁴²⁾

△史料10▽

五人組頭より大工浜子江申渡之覚

一大工浜子諸事不作法ニ罷成候由役人中被思召、不届仕候者為惣浜中御公儀江急度可被仰上由ニ候条兼々諸事敬可申事

一博突之儀兼而御法度ニ候条弥勝負かましき儀又者頼母子杯ニ入申儀少ニ而も相聞申候ハ者、急度御公儀江可申上候条兼々随分御法度之旨堅相守可申候、若少而茂相背者有之ニおゐてハ当人ハ勿論五人組迄迷惑可仕旨、役人中より委細被仰渡請判形仕候条此旨銘々平生堅相守可申事

一大工浜子毎夜町上り仕酒盛或者種々之法外成儀有之由役人中被聞届、自今以後隠シ横目被附置不届仕者搦捕らせ急度吟味可仕由被仰渡候間、兼々申渡趣少ニ而茂相背申間敷候、尤不叶儀有之候而町上り仕候ハ者相断可申事

一毎度出夫及延引之旨被仰渡候条、自今以後道寄り不仕早速普請所へ罷出可申、及延引候浜子吟味有之事

一普請所に而辛領并走り共指図相背口論かましき儀少ニ而茂仕候ハ者不及利非、浜子江手錠指其上急度役人中吟味有之筈ニ候条、少ニ而茂指図相背申間敷事

一御屋鋪御下代様方塩浜御廻り被成候刻或者何国之御侍様方ニ而も御通り被成候節ハ、木履はき申儀ハ勿論笠頭巾をぬき礼儀可仕、尤居小屋之内たりとも腰をかけ居不申随分慇懃ニ可仕事

一当塩浜江銘々奉公仕刻請人ニ立相候儀堅停止之事

右之通毎月大工浜子人別印形五人組方より取役人衆江渡申候間、少二而茂相背者有之候ハ者当分手錠指、品二より其上急度可被申付由被仰渡候条左様相心得可申候、為其毎月判形取処如件

いノ四月廿七日

五人組名

右両様八定之申渡其外相談帳二有之

同史料は、宝永四年（一七〇七）四月に作成されたもので、先に紹介したA史料2Vを受けて、五人組から浜子に對して出されたものである。

同史料を参照すると、a公儀の触れの遵守、b博奕などの禁止、c町場（下市）での酒盛りや乱暴の禁止、d走り浜子や口論の禁止、かかる事態の場合、手鉄をして吟味すること、e浜下代に対して無礼の無いようにすること、などを取り決めている。とりわけ注目できる点としては、cとdの点であろう。

cを参照すると、浜子が町（下市）において酒盛りがしばしば行なわれ、それが町において問題となっていることがわかる。竹原塩浜で働く浜子は、家族で居住するのではなく、多くは相応の年齢の単身の男性が居住していることから、色々と酒盛りが過度になることで、問題が生じたものと考えられる。こうした申し渡しが出されたこと自体、町場での問題が生じていることを容易に示唆することができるが、その後正徳五年（一七一五）に所務役人である南重右衛門が塩浜庄屋に出した申渡しを参照すると、⁽⁴³⁾「浜子共為私用と隣村へハ不及申二町方へ猥二揚不申様二稠敷可被申付候、若用事有之節ハ主人へ相断其上二而遣候様ニ可被申付候」と、浜子が無断で町場に行くことを禁止している。当時、浜子が竹原下市（町場）に行くことで、町場の風紀を乱している様子をかいま見ることができるのである。

浜子による町場における日常的な風紀の乱れが正徳期にかけてエスカレートしている様子がわかるが、こういった

現象の他に、塩浜から逃げ出す浜子も見ることができ⁽⁴⁴⁾る。

△史料11▽

態啓上仕候、然者最前申上候浜奉公人走り候もの之内今朝迄二式人連戻り申候、則別紙以書付申上候、右両人之者共手鉄ヲ入請人之者其外五人組昼夜手堅番仕様ニ申付候、此後段々捕連戻り可申様ニ奉存候、左様御座候得者、五人組請人大勢番仕小身之もの共之儀ニ御座候得者難儀仕様奉存候（後略）

△史料11▽は元禄十三年に走り浜子が発生した際に、下市村庄屋と浜庄屋が連名で浜下代などに状況を報告したものである。同史料を参照すると、走り浜子が出た際には、塩浜内部の五人組と、浜子を雇用する際に後見人となった請人が、番などの任に当たっている。同史料から、相当数の浜子が走り浜子となり逃げたことが想像つくが、捕縛された際には、手鉄が懸けられている。次に、享保三年（一七一八）の走り浜子の様子について紹介していくことにしよう⁽⁴⁵⁾。

△史料12▽

御窺申上ル口上之覚

一当初塩浜ニ抱申浜子之儀、給銀借り込夏方欠落仕候而主人手前殊外不勝手ニ罷成申候、左様成不宜もの追々出来仕候而者弥浜師共難儀仕候ニ付、先年御窺申上、右走り人捕戻り候得者片かしらすり、塩浜中を引せ浜師共見知置追払重而当所へ寄せ不申様ニ仕候、左候ハ、跡々おさまり可申与御窺申上候得者御聞届被為遣被下候、其後走り人捕戻り候得者、右之通ニ仕追払候処ニ走り人も連々おさまり申様ニ御座候

一 近年走り人度々御座候処ニ尋ニ遣シ、捕戻り候ニ付吟味仕候処ニ誤申由走り人請人段々理り申無相違給銀等相立候歟、又者理り之筋ニより其俣召仕申儀も御座候

一 当春已後段々浜子欠落仕候ニ付、尋ニ遣シ申処ニ、頃日老人捕戻り申候ニ付、五人組吟味仕候得共、給銀相立候歟又者其俣奉公相勤候而、道理相立申様ニ成申間敷相聞へ申候、左候得者五人組より役人共方へ申出ル様ニ罷成可申候、左候ハ、吟味仕弥不届申候ハ、先年之通ニ仕候様ニ御聞届被為遣被下候ハ、跡々おさまり可申与奉存御窺申上候、以上

戌十月

年寄 印

庄屋 印

仲間人別 印

鈴木八右衛門様

吉田十之進様

△史料12Vを参照すると、この時期、給銀を前銀として受け取り、夏ごろの作業が厳しい時期になると、逃げ出す浜子が多い様子がわかるだろう。こうした走り浜子に対する当時の対策は、かかる浜子を捕縛した際には、「片かしら」を剃った上で塩浜中にひきずり回して浜主などに顔を覚えてもらうことで、その浜子を二度と雇わない様にし、その上で、追放している。ただ、走り浜子への吟味の結果、浜子が誤りを認めた場合は、その限りではなく、再び雇い入れることもあったのである。この様に、近世前期における浜子は、走り浜子が続発している様子がわかる。

以上、近世前期における浜主―浜子関係について述べてきた。簡単にまとめておきたい。

近世前期における浜主―浜子関係は、給銀と日常支給される飯米によって結ばれた。浜子は、釜焚きなど熟練性を要する大工から、炊に至るまで明確な序列を有し、給銀も差が付けられていた。塩業労働者は、年季雇いの浜子と、繁忙期間に月切りとして雇用する浜子と、日雇いによって区分されていたのである。

それぞれ竹原塩浜の中では、給銀は統一した形で取り決められており、五割から六割程度の前銀が支払われていた。また、この当時は、塩田間において、他の塩田への移動は認められておらず、これらに違反した時には、浜主は過怠として小俵塩二〇俵、その塩田における棟梁としての大工に対しては手鉄を掛けられたのである。また、浜子は相應の年齢であるが、通常単身で塩浜で製塩作業を行なうことから、町での酒盛りなどで風紀を乱すこともしばしばあったようである。しかも給銀も前銀で支払われることから、塩浜から逃散する走り浜子も後を断たなかった。

元禄十三年（一七〇〇）の走り浜子の事件でも相当数が逃げ出したようであり、五人組・請人がその捕縛に当たっている。その後、宝永四年（一七〇七）には、五人組から大工・浜子に対して、通達がなされているものの解決されていない。さらに享保三年（一七一八）には走り浜子の対策として、雇傭を二度と行なわないことなどがなされ沈静化している。しかし、抜本的な解決には至らなかったのである。次に、浜子の様相について、具体的に明らかにしていくことにしよう。

三、近世前期における浜子の様相

1、史料の紹介

近世前期の浜子の実態を探るとはいうものの、史料は必ずしも豊富に残されているとはいえない。その中で、内容を知りうるができるのが、「宗門帳（人別帳）」の類である。浜子の実態を探る上で、まず最初にこの「宗門帳」

の記載内容の紹介を行ない、分析の可能性と限界を述べていくことにしよう。本項での対象時期は基本的に、貞享元年（一六八四）から正徳五年（一七一五）までを扱うが、この間に貞享元年から元禄十六年（一七〇三）の間に、三冊の「賀茂郡竹原塩浜家人御改之帳」（以下「家人改帳」と略す）が残されており、その後、宝永二年（一七〇五）から正徳五年まで、ほぼ毎年「賀茂郡竹原塩浜宗門御改帳」（以下「宗門改帳」と略す）と「賀茂郡竹原塩浜宗門毎月御改帳」（以下「宗門毎月改帳」と略す）の二種の「宗門帳」が残されている。

まず、「賀茂郡竹原塩浜家人御改之帳」について、紹介していくことにしよう。この史料は、貞享元年・元禄四年（一六九二）・元禄十六年のそれぞれの時期に人別などを調査した台帳であり、この時期は毎年調査していたわけではなかった。内容としては浜主（預り主）を明確にし、その元に家族・下人としての浜子・下女がどのように構成しているかを示したものと見える。「宗門改帳」は、いわゆる宗門人別帳のことで、各宗派と寺院に応じて名前が記載されたものである。そして、「宗門毎月改帳」は、月毎に塩浜の構成員の移動を記帳したものである。それでは具体的に記載内容を、元禄十六年「家人改帳」の中から忠海屋次郎左衛門浜の項を参照しながら紹介していくことにしよう。⁽⁴⁶⁾

△史料13▽

- a 高拾壺石九斗五升六合
- b 一家六軒 壺軒 本家
- c 壺軒 小家
- d 内 壺軒 釜や 忠海屋
- e 壺軒 塩蔵 次郎左衛門浜

落合：近世竹原塩業の成立と塩業労働者

w	v	u	t	s	r	q	p	o	n	m	l	k	j	i	h	g	f
メ十四人	老人 歳廿五歳	老人 歳十六歳	老人 歳廿二歳	老人 歳廿三歳	老人 歳廿一歳	老人 歳廿六歳	老人 歳廿四歳	老人 歳廿六歳	老人 歳廿八歳	老人 歳三拾歳	老人 歳五十一歳	老人 歳五十二歳	老人 歳六拾八歳	老人 歳廿八歳	此人 歳拾四人	外二老人 軒小家元禄四年御役以後減	老人 大坪
十一人	下女 きた	下人 次郎	下人 仁左衛門	下人 六兵衛	下人 長四郎	下人 権七	下人 久三郎	下人 八兵衛	下人 三五郎	下人 庄兵衛	下人 作右衛門	女房	親 休廣	浜主 次郎左衛門			

内

- x 壹人 浜主 次郎左衛門 元禄四年御改以後同六年二当郡竹原下市村より参申候
- y 壹人 下人 作右衛門 同年御改以後同拾五年二当郡竹原下市村より抱申候
- z 壹人 下人 庄兵衛 同年御改以後同拾五年二当郡竹原下野村より抱申候
- ① 壹人 下人 三五郎 同年御改以後同拾三年二当郡竹原下市村より抱申候

(中略)

- ② 〆拾貳人増

- ③ 外ニ拾三人減人

内

- ④ 壹人 女子つま歳廿四歳元禄四年御改以後同七年ニ与州三嶋江縁付参申候
- ⑤ 壹人 同ちやう歳十四歳元禄四年御改以後同八年ニ当郡竹原下市村江縁付参申候
- ⑥ 壹人 男子七三郎歳十四歳元禄四年御改以後同十五年ニ三好御領忠海江養子参申候
- ⑦ 壹人 下人助右衛門歳四拾七歳元禄四年御改以後同年ニ当郡竹原西野村江戻り申候

(中略)

- ⑧ 〆拾三人

- ⑨ 差引壹人減

同史料の概略を紹介すると、aで当該塩田の石高が示され、bからfで所持浜主(預り浜主の場合も有)と建造物

の記載がある。ちなみに、b本家が浜主居住の家、c小屋が浜子小屋、d釜屋は釜焚き場、e塩蔵は塩を詰めて保管する場のことを指す。f大坪はこの史料からはわからない。また一軒前とは、塩田と建造物を一括したもので、採鹹・煎熬の一連の作業工程の再生産を可能としたものであるが、これらの建造物と塩田を含めたものを指すといえよう。その次のiからwまでが「家人改帳」の調査段階である元禄十六年（一七〇三）における塩田（忠海屋次郎左衛門浜）の構成員であった。wで合計人数と、下人・下女の人数が記載されている。また、xから②が元禄四年より元禄十六年の間に当塩田に移動してきて、かつ、この時期まで残った人の名前と移入先を記載してある。ちなみに、元禄四年以降に雇用されても、元禄十六年以前にやめてしまった人物については、記載されていない。

次に、③から⑧についてであるが、これは、元禄十六年（一七〇三）の前に調査した元禄四年（一六九一）の段階で、忠海屋次郎左衛門浜の構成員とされていたのが、移出した場合記載されたものである。

このように、貞享元年（一六八四）から元禄十六年にかけて、貞享元年・元禄四年・元禄十六年の三度調査が行なわれており、「家人改帳」が作成されている。このように、貞享元年から元禄十六年までは、この様に所属する家（塩田）を単位に構成員を把握していたのに対し、宝永元年（一七〇四）以降は寺檀制度に基づき、宗派と寺院に所属する形で、人別が把握されている。

△史料13Vに即して指摘すると、「宗門改帳」には、1からwまでの箇所が記載され（年齢は記載されず）、宗派と檀那寺が記載されている。そして、xから⑨の箇所については、「宗門毎月改帳」に記載される様になっている。ちなみに、こうしたことから、同一塩田においても、宗派が異なる場合など別記されている。例えば、宝永三年（一七〇六）の例を見ると、大津屋半十郎の母と第二人の合計三人は、浄土宗で西方寺を檀那寺としていた。それに対し、大津屋半十郎自身は、第二人と下人・下女九名とともに真宗で照蓮寺を檀那寺としている。また宝永五年（一七〇八）

の事例だが、増屋甚七浜では、浜主甚七とその家族などすべて真言宗で長生寺を檀那寺としているが、下人太郎兵衛だけは、浄土宗で西方寺を檀那寺としている。この様に、「宗門改帳」の場合、家（塩田）を単位とせず、檀那寺を単位とすることから同一家族でも記載が離れることがあった。また、「宗門毎月改帳」を参照すると以下の様な記載が見られる。⁽⁴⁷⁾

△史料 14▽

一 他国他郡他村より抱申者之儀、庄屋組頭五人組致吟味旦那寺慥成証文を取抱させ可申候

一 増人之儀吟味仕、毎月相改宗旨を記則其家主判形仕候

一 減り人之儀、是又相改書付其家主判形仕候

右之通巻ヶ月限二相改次ノ月朔日より十日之内惣庄屋方江組頭五人組無懈怠相集候而、前之月中之遂詮議判形可仕候、重而帳何時ニ而茂差上ケ可申候、若人を頼判形仕候歟、或者月を重一度ニ判形仕候ハ、曲事ニ可被仰付候旨畏奉存候、附り煩又者何方へも参違たるもの御座候ハ、其様子庄屋并組合之者共承届ケ置重而庄屋方ニ而判形仕らせ可申候、於油断仕者越度可被 仰付候、以上

竹原塩浜は、浜子を年季雇いすることから、浜子を含めて他所からの移出入が多いが、こうした点に対する吟味を厳密にすることが求められたのである。このため毎月、組頭・五人組により記帳することが義務付けられている。以上を踏まえつつ、浜子の様相を明らかにしていくことにしよう。

落合：近世竹原塩業の成立と塩業労働者

表6 塩浜構成員人数（貞享元年～元禄16年）

項目	項目2	単位	貞享元年	元禄4年	元禄16年
家数	本家	軒	23	23	20
	社		1	1	1
	小家		174	199	181
	塩納屋		85	85	78
	塩蔵		4	6	17
	大坪上屋		167	168	156
	合計		454	482	453
人数・男	人数	人	828	819	744
	60歳以上		4	6	4
	15歳～60歳		802	787	711
	15歳未満		22	26	29
釜屋主	60歳以上	人	4	5	2
	15歳～60歳		27	27	18
	合計		31	32	20
親類	60歳以上	人	0	1	2
	15歳～60歳		14	16	5
	15歳未満		21	25	27
	合計		35	42	34
下人	15歳～60歳	人	761	744	688
	15歳未満		1	1	2
	合計		762	745	690
女性	60歳以上	人	2	4	1
	15歳～60歳		61	53	44
	15歳未満		16	26	16
	女性		79	83	61
増加	他所より来る	人	599	568	720
	他所より来る(男)		562	529	682
	他所より来る(女)		37	39	38
	生子		15	30	34
	生子(男)		11	16	21
	生子(女)		4	14	13
	合計		614	598	754
減少	他所へ行く	人	615	594	835
	他所へ行く(男)		568	548	766
	他所へ行く(女)		47	46	69
	死去		7	9	16
	死去(男)		2	6	10
	死去(女)		5	3	6
	合計		622	603	851
	塩浜人数	人	907	902	805

(1) 貞享元年(1684)、元禄4年(1691)、元禄16年(1703)は「賀茂郡竹原塩浜家人御改之帳」を参照

1、塩浜全体の構成員について
 まず最初に、塩浜の構成員をA表6VとA表7Vを参照しつつ、概観しておくことにしよう。A表6Vを参照すると、塩浜構成員の約九割が男性であり、八割以上が下人となっている。下人は、浜子と見ておおよそ構わない。年齢構成を見ると、浜主やその家族に六十歳以上の老人や十五歳未満の子供もいるが、下人においては、十五歳から六十歳までの成人によって構成されている（この点はまた述べていきたい）。また、当該塩浜での人数の増減はほとんど

修道商学 第 41 卷 第 1 号

(宝永元年～元文 4 年)

女他所より	産出	減少	他所へ男	他所へ女	減少割合	死亡	前年度比較
0	5	104	94	5	12.85	5	10人増加
3		28			3.56		
11	4	134	132	0	18.50	2	52人減少
		139	138	1	19.49		73人減少 (男)
		73	70	3	9.87		26人増加 (男)
3	1	83	70	10	11.27	3	5人増加
		59	51	8	7.75		22人増加 (男)
0	4	55	53	2	7.08	5	40人増加
		76	76	0	10.05		5人減少 (男)
		62	59	3	8.10		9人増加 (男3, 女6)
4	3	62	53	4	8.00	5	1人増加
		45	43	2	5.92		5人減少 (男3, 女2)
5	2	43	31	9	5.51	3	5人増加
0	4	43	40	2	5.48	1	4人増加
		77	70	7	9.97		5人増加 (男)
5	1	79	71	4	9.98	4	7人増加
3	3	88	64	1	11.44	23	22人減少
		93	89	4	12.10		6人減少 (男5, 女1)
0	2	71	62	3	8.95	6	23人増加 (男)
		95	93	2	12.36		
1	4	85	79	3	10.63	3	6人増加 (男)
		80	75	5	10.70		21人減少 (男)
7	2	77	69	3	9.87	5	9人減少 (男)
1	1	76	64	7	10.03	5	23人減少 (男18, 女5)
4	4	42	35	3	5.38	4	23人減少 (男20, 女3)
		62	57	5	8.48		25人減少 (男)
7	2	62	55	3	8.12	4	17人減少 (男)
		63	59	4	8.33		25人増加 (男23, 女2)
5	1	46	43	2	5.86	1	21人増加 (男19, 女2)
		62	57	5	8.16		3人増加 (女)
7	3	63	56	4	8.04	3	1人減少 (男)
		55	51	4	7.17		8人増加 (男2, 女6)
		50	47	0	6.51	3	12人減少 (男)
		41	39	2	5.39		12人増加 (男3, 女9)
		102	83	19	14.84		73人減少 (男60, 女13)
4	3	87	70	7	11.75	10	46人減少 (男39, 女7)
2	2	54	42	7	7.53	5	23人減少 (男17, 女6)
	4	26	20	1	3.42	5	43人増加 (男41, 女2)
		52	32	20	7.73		18人減少 (男6, 女12)
3	5	49	35	11	6.35	3	11人増加 (男11)
		18	12	4	2.31	2	5人増加 (男)
3	4	30	20	5	3.82	5	8人増加 (男)
		25	20	5	3.63		10人増加 (男)
1		49	31	13	6.33	5	28人減少 (男15, 女13)
3	3	33	19	10	4.24	4	5人減少
		24	22	2	3.57		3人増加 (男1, 女2)
1	1	27	23	1	3.49	3	5人減少 (男)
		26	22	4	3.91		7人増加 (男4, 女3)
2	1	23	18	2	2.98	3	2人減少 (男1, 女1)
		39	30	9	5.84		3人増加 (男)
1	2	34	21	9	4.45	4	5人減少 (女)
7	2	30	24	4	3.89	2	7人増加 (男3, 女4)

落合：近世竹原塩業の成立と塩業労働者

表7 塩浜構成員人数

史料	年代	合計	男	女	増人	増男	増女	増人割合	他所より参	男他所より
	宝永元年	809	751	58	114	114	0	14.09	109	109
	宝永2年	786	726	60	77	69	8	9.79	105	102
	宝永3年	724	658	66	82	67	15	11.32	78	67
月		713	647	66	66	59	7	9.25		
月	宝永4年	739	674	65	99	97	2	13.39		
	宝永5年	736	678	58	88	85	3	11.95	88	84
月		761	703	58	81	80	1	10.64		
	宝永6年	776	721	55	100	98	2	12.88	96	96
月	宝永6年	756	701	55	71	71	0	9.39		
月	宝永7年	765	704	61	71	62	9	9.28		
	正徳元年	775	717	58	63	58	5	8.12	60	56
月	正徳元年	760	701	59	40	40	0	5.26		
	正徳2年	780	726	24	48	42	6	6.15	46	41
	正徳3年	784	728	56	47	43	4	5.99	43	43
月		772	717	55	82	76	6	10.62		
	正徳4年	791	735	56	86	81	5	10.87	85	80
	正徳5年	769	708	61	66	60	6	8.58	63	60
月		768	711	57	87	84	3	11.32		
月	享保元年	793	735	58	94	93	1	11.85	92	92
月		768	711	57	95	93	2	12.36		
月	享保2年	799	744	55	91	90	1	11.38	87	86
月		747	688	59	59	52	7	7.89		
	享保3年	780	722	58	58	51	7	7.43	56	49
	享保4年	757	704	53	53	51	2	7.00	53	51
	享保5年	780	724	56	65	59	6	8.33	65	57
月		731	669	62	37	29	8	5.06		
月	享保6年	763	702	61	45	36	9	5.89	45	36
月		756	692	64	88	82	6	11.64		
月	享保7年	784	721	63	67	62	5	8.54	67	61
月		759	692	67	65	57	8	8.56		
月	享保8年	783	715	68	62	53	9	7.91	62	52
月		767	694	73	63	53	10	8.21		
月	享保10年	768	693	75	38	33	5	4.94		
月		760	675	85	53	42	11	6.97		
月	享保11年	687	615	72	29	23	6	4.22		
	享保12年	740	664	76	41	35	6	5.54	41	34
	享保13年	717	647	70	31	29	2	4.32	31	27
	享保14年	760	688	72	73	70	3	9.60	73	69
月		672	610	62	34	26	8	5.05		
	享保15年	771	707	64	60	54	6	7.78	60	52
	享保16年	776	713	63	23	20	3	2.96		
	享保17年	784	722	62	38	34	4	4.84	38	31
月		687	628	59	35	32	3	5.09		
	享保19年	773	718	55	21	20	1	2.71	21	20
	享保20年	778	731	47	38	35	3	4.88	38	32
月		671	620	51	27	23	4	4.02		
月	元文元年	773	726	47	22	20	2	2.84	22	20
月		664	616	48	19	18	1	2.86		
月	元文2年	771	725	46	21	19	2	2.72	21	18
月		667	622	45	42	36	6	6.29		
	元文3年	764	626	38	29	27	2	3.79	29	26
	元文4年	771	729	42	37	29	8	4.79	37	28

- (1) 「賀茂郡竹原塩浜宗門御改帳」と「賀茂郡竹原塩浜宗門毎月御改帳」を参照。表中項目名の「史料」という箇所空白なのは前者で、「月」と記載されているのが後者
- (2) 両史料によって、塩浜の構成員人数に違いが見られるが、それは、調査時期の違いによると考えられる。ただ確かなことはわからない。理解を進めるために、本論では両方を掲載することにした。

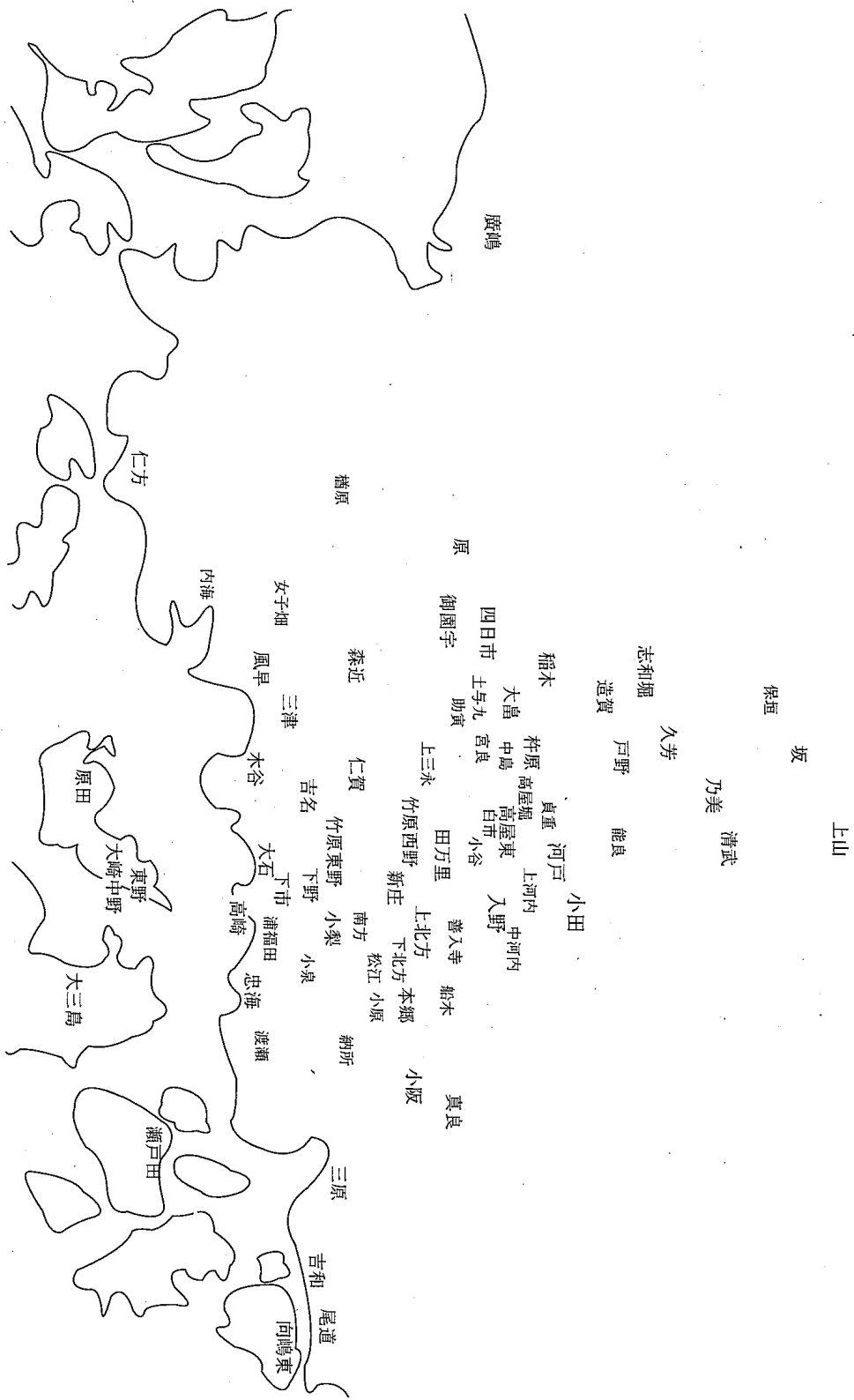
が移出入であり、死去したり出生することでの人数の増減はほとんど見られない。その意味では、単身で浜子として雇用され、数年間勤めると塩浜を去る場合が多いといえよう。△表 7 V を参照しても同様である。同表を参照しても、ほとんどが男性であり、女性は一割も満たない。塩浜内部で出生したり、死去する人数はほとんど一桁である。塩浜は、定住の地ではなく、仕事の場であったのである。また、ここで注目できる点は、塩浜の構成人数にあまり変化が無いにも関わらず、徐々に塩浜から移動する人数が減少しているという点であろう。とりわけ享保三年（一七一八）以降は、全体の一割を割ることが多くなっている点は注目できよう。享保期前半になると、走り浜子が続発し、走り浜子対策が取られている。塩浜内部の治安の悪化が見られる一方で定住する傾向も漸次増加しつつあったのである。

2、浜子の出自

塩浜の構成員の移出入を概観すると、安芸国・備後国を中心として、伊予国・播磨国にまでおよぶ。ただ、貞享元年（一六八四）から正徳五年（一七一五）までで、それぞれの帳面で三名以上の移出入があるのは△表 2 V で示した通りであり、さらに貞享元年から正徳五年までの約三十年間で二〇人以上の移出入者が見られる村は、△表 8 V △表 9 V に示した通りである（宝永元年・正徳四年を除く）。

塩浜の構成員ということ、浜子以外にも浜主と家族が移動することも考えられる。その場合の多くの移出入先は竹原下市であった。下市の場合は、塩浜に隣接していることから、浜主の場合、掛持浜として関わる事が可能であった。また婚姻などの理由で、他所に移動することがあるが、その場合一人であり、複数の移動はあまり見られない。以上を念頭に据えた上で、もう一度△表 2 V と△表 8 V △表 9 V を参照すると、竹原塩浜に供給されるほとんどの浜子は、豊田・賀茂郡の村々であった。また、移出入ともに圧倒的に多いのが竹原下市であるが、これは、上荷稼ぎを

図 2 竹原塩浜への移出入の村



- (1) それぞれの帳面で3名以上の移出入があるものをひろった。
- (2) ほとんどが、掲載できたのだが、山県郡河戸村のみ掲載できなかつた。

表 8 竹原塩浜への転入先

村名	現行自治体	転入合計	貞享元年	元禄4年	元禄16年	宝永2年	宝永3年	宝永4年	宝永5年	宝永6年	宝永7年	正徳元年	正徳2年	正徳3年	正徳5年	備考
上北方村	本郷町	26	7	10	11	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	
善入寺村		20	5	4	10			1		1		1	2		2	
北方村	福富町	31	1	2	7	0	0	1	7	5	3	4	2	1		久芳村も含む
久波村		27	4	6	16	1	2	4		2			1	2		
戸野村	東広島市	43	9	7	3	1	3	0	1	2	2			6	9	
御園宇村		39	5	8	8	1	0	4	2	3	2	2	1	5	3	堀村
高屋堀村		43	4	5	2	0	1	0	1	2	2	2	1	1	1	
四日谷村		22	11	5	2	0	1	0	1	2	2	1	3	3	3	
小造村		83	17	23	18	4	3	3	11	2	2	1	3	2	6	
白賀市		48	7	4	8	3	2	3		2				2		
下野市	竹原市	20	7	2	4	0	1	1	1	1		1	2			
下野村		326	89	97	112	13	2	0			3		6	3	1	
下名村		118	42	26	50		0	0								
吉野村		53	7	9	16		2	6	2		2	1	1	4	1	
新庄村		57	12	15	30											
西野村		149	42	45	62											
竹原東野村		83	17	23	42		1	0		2						
田万里村		61	9	13	17	0	1	1	5	2	3	1	1	7	1	
南方村		90	7	6	33	1	2	8	3	8	2	4	5	2	9	
大崎中野村	大崎町	20	7	3			2	1								
大崎東村		64	5	5	5	6	9	10	2	4	8	2	1	5	2	
小泉村	三原市	22	2	5	5	4	0	1	2	1	1	2				
小松江村		25	4	4	10	1	0	1	1	1	1				2	
高屋榎原村	黒瀬町	22	5	6	4	0	1	0	1	2	1		1			榎原村
舟木村	高宮町	45	21	11	9		0	0	1	1	1			1		
小田村	河内町	50	22	13	12	1	0	0	1	18	8	4	3	8	13	
入野村		289	60	50	80	11	10	15	9	1	1	4	2	5	2	
三津村	安芸津町	25	5	2	3	1	1	1	1	1	4	1	2	3	1	
風早村		22			3	2	2	1	1	1	3	3	2			
木谷村		38	7	3	11	3	1	5	1	2	3	1	1			(来谷)
合計		2,513	572	539	692	76	63	98	80	72	69	40	47	80	85	

(1) 各年「賀茂郡竹原塩浜宗門毎月御改帳」を参照
 (2) 貞享元年, 元禄4年, 元禄16年は「賀茂郡竹原塩浜家人改之帳」を参照

表9 竹原塩浜からの転出先

村名	現行自治体	転入合計	貞享元年	元禄4年	元禄16年	宝永2年	宝永3年	宝永4年	宝永5年	宝永6年	宝永7年	正徳元年	正徳2年	正徳3年	正徳5年	備考
上北方村	本郷町	21	7	3	7	1	0	1			1				1	
梨子和村		22	1	7	6		1	0		3	1	1		2		
久波村	福富町	21	8		1	4	3	0	3	1			1			久芳村も含む
戸野村		24	3	2	8	3	2	0		3	2	1				
御蘭守村	東広島市	34	6	7	6	5	1	0	1		2	1		5		
高屋堀村		27	5	5	7	0	1	0		2	1	3	1	2		
四日谷村		41	4	5	9	1	6	2	1	3	1	1	3	3	3	堀村
小造村		27	9	5	6	2	0	1		1	2	1	1	1	1	
白賀市		39	4	7	25	2	6	5	3	1	7	4	1	1	1	
下野市	竹原市	21	5	7	4	1	2	2	1	6	1	1	1	2		
下野村		385	146	87	125	0	5	1	6	1	5	1	1	7		
吉名村		86	13	32	40		1	0								
小梨子村		49	7	13	14	3	4	2	2	2					2	
新野村		23		18	1	1	2	0			1					
西野村		68	12	12	44											
竹原東野村		137	26	43	68											
田万里村		65	15	16	34		0	0								
南方村		33	3	6	12	2	0	2	1	3	1			3		
大崎中野村	大崎町	75	8	4	15	9	7	3		7	4	2		6	8	
大崎東村	大崎町	36	9	5	2		1	3	1	3		2		1	9	
瀬戸田	瀬戸田	51	9	4	4	7	3	2	4	5		2	1	5	5	
高屋植原村	高屋植原	21	9	1	3		1	1	1	2			1		2	
舟木島村	黒宮町	20	6	7	6		0	0								植原村
向島村	高宮町	20	2	2	13	1	0	0		2						
小野村	河内町	101	25	59	15		2	0	1	6	1		6	4	1	
入津村		65	13	19	26	0	0	2	1					4	3	
三木谷	安芸津町	250	29	45	89	9	22	16	8	6	5	5	4	7	5	
合計		2,528	539	554	728	103	137	71	53	72	53	41	40	73	64	(来谷)

(1) 各年「賀茂郡竹原塩浜宗門毎月御改帳」を参照
 (2) 貞享元年, 元禄4年, 元禄16年は「賀茂郡竹原塩浜家人改之帳」を参照

始めとして諸職商などの日用としての仕事に従事する人が多かったことによる。また、島嶼部としては塩浜が存在する大崎上島に見られるものの、この時期は必ずしも多くはない。

また、竹原塩浜が開発されて以降、広島藩領内では、島嶼部・海岸部各地において塩浜の開発が進む。寛文期には生口浜が開発され、延宝四年（一六七六）、五年には、大崎古浜、向島の富浜塩浜がそれぞれ開発されている⁽⁴⁸⁾。しかし、竹原塩浜での浜子は、△史料3Vの記載に見られる様に、一定期間浜子として勤めると、ほとんどが再び戻っている。ただし、瀬戸田の場合、転入としては、二〇名以上に至らず、△表8Vの記載が見られないのに、転出先の人数は、貞享元年ごろは多い。また、正徳三年（一七一三）の「宗門毎月改帳」を参照すると、「右同人（田坂屋市左衛門）下人市介御調郡向嶋へ参申候」とか、「右同人（田坂屋市左衛門）下人次郎介三好御領吉和村へ参申候」などの記載が見られるようになり、浜子として他の塩浜へ移ることも見られるようになる。ちなみに、吉和浜も元禄期に開発された塩浜である。

このように、近世前期における浜子は、後背地の村々から供給されていた。彼らは、数年間勤めると、自村に戻っており、出稼的性格が強かった。ただ、塩浜が各所に開発されるにつれて、他塩浜への移動も見られるようになってきている。また、単年度の雇傭から複数年間勤めるようになってきている。浜子の性格も、出稼ぎ的な性格から専門的な性格への移行を見ることができるのである。

3、移動時期

浜子の移動時期について、△表10Vを参照しつつ、明らかにしていくことにしよう。移入・移出共にほとんどが十二月に行なわれている。ただ、移出について見ると、宝永期の段階では、半数が十二月であり、一月から九月の間に

落合：近世竹原塩業の成立と塩業労働者

移出する例も見ることが出来る。この傾向はさらに進み、正徳期になると、ほとんどが十二月になっている。近世中後期では、雇傭契約が結ばれるのが十二月のことであったが、⁽⁴⁹⁾こうした取り決めがなされる以前の宝永期ごろにはすでに、十二月に雇傭契約がなされていたと考えることができるのである。また先に、繁忙期において雇用する月切奉公人を紹介したが、宝永期ごろになると、五月・六月ごろから転入してくる例は、ほとんど居なくなっていると考えられる。

表10 竹原塩浜から（へ）移動する時期

月	宝永2年 移入	宝永2年 移出	宝永3年 移入	宝永3年 移出	宝永4年 移入	宝永4年 移出	宝永5年 移入	宝永5年 移出	宝永6年 移入	宝永6年 移出	宝永7年 移入	宝永7年 移出	正徳元年 移入	正徳元年 移出	正徳2年 移入	正徳2年 移出	正徳3年 移入	正徳3年 移出	正徳5年 移入	正徳5年 移出
1月	1	2		6	4		1				1		5	1	1	2				
2月	1	5	1	8	6			4				1		2	2					1
3月	1	4	1	11	6	1						1		2	2					
4月	1	4	1	8	1										2			1		
5月		3	1	5										3					1	
6月		3		6		1								3				1		2
7月		11		9		2				1		1		3						
8月				15	1					1		2							1	3
9月	1			3	2	5		1		1				4	4				1	3
10月				2		2				1				1	1				1	
11月																1				2
12月	69	66	57	62	79	58	79	45	72	68	57	43	35	26	39	29	76	60	82	54
閏4月		5																		
合計	74	103	61	135	99	69	80	47	72	71	67	48	40	45	43	34	78	66	85	62

- (1) 各年「賀茂郡竹原塩浜宗門毎月御改帳」を参照
 (2) 下人・下女のみを対象とした

4、年齢構成

浜子の年齢については、「家人改帳」にしか記載が見られないので、貞享元年から元禄十六年までを範囲として作成した表11を参照しよう。同表を参照してもわかるように、浜子の年齢は、二十歳から三十五歳までに集中している。塩浜には若い人が集中的に居住していたことがわかるであろう。その意味では、家内奉公人に見られる様な子供時に奉公に出されるといった感じではなく、むしろ年齢が一定度に達した段階で雇傭されている点の特徴としてあ

表11 竹原塩浜における年齢構成

年齢	貞享元年	元禄4年	元禄16年	貞享元年(転出)	元禄4年(転出)	元禄16年(転出)	貞享元年(転入)	元禄4年(転入)	元禄4年(転入)	元禄4年(転入)	貞享元年(継続)	元禄4年(継続)	元禄16年(継続)
～14歳	1	2	2	6	2	2	1	2	2	2	0	0	0
15～19歳	53	30	37	38	41	25	51	28	36	2	2	2	1
20～24歳	235	199	156	140	125	193	186	188	156	156	49	11	0
25～29歳	237	220	188	177	154	218	155	154	186	186	82	66	2
30～34歳	104	133	137	65	93	128	68	74	129	129	36	59	8
35～39歳	79	95	88	42	70	84	52	50	83	83	27	45	5
40～44歳	45	47	68	44	35	41	31	21	65	65	14	26	3
45～49歳	23	19	25	23	20	22	18	8	21	21	5	11	4
50～54歳	13	14	13	5	10	13	9	11	11	11	4	3	2
55歳～	2	2	7	3	2	3	1	0	3	3	1	2	4
不明	0	3	1	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0
合計	792	764	722	543	554	728	572	539	692	692	220	225	29
平均年齢	28.29	29.19	30.16	28.67	29.37	29.24	27.78	27.58	29.76	29.76	29.65	33.08	39.76

- (1) 貞享元年(1684)、元禄4年(1691)、元禄16年(1703)は「賀茂郡竹原塩浜家人御改之帳」を参照
 (2) 項目名が年代のみで記載が無いのは、「家人改帳」作成時の年齢構成のこと、「転出」と記載されているのは、転出時の年齢のこと、「転入」と「継続」は、「家人改帳」作成時の年齢を指す。なお「継続」とは、期間中転入出せず、当該塩浜で働いていた下人のことを指す。

げられる。

5、雇傭年数

勤務年数についてであるが、貞享元年（一六八四）から元禄十六年（一七〇三）までの様子をまとめた表12Vを参照しながら検討しよう。史料の内容については、先に紹介した通りで、それぞれの「家人改帳」作成途中の様子は不明である。

さて、同表を参照すると、貞享元年と元禄四年の傾向はほとんど類似しており、それに対し元禄十六年の傾向が異なっている。貞享元年・元禄四年の場合、勤務して一・二年で塩浜から去る場合が多いが、それとは逆にこの間継続して塩浜に居続ける場合も多く見られる。例えば、貞享元年の箇所を参照してみよう。貞享元年における浜子は、八百名近く存在するが、そのうち五百三十名近くは、過去二年間のうちで転入してきている。また、過去に調査が行なわれたと考えられる延宝七年（一六七九）に「家人改帳」に掲載された浜子は、ほとんどがその年のうちに、転出している。延宝七年より貞享元年までの浜子の移動を知る史料は無いが、かかる結果からも五年の内で移動する浜子が大部分を占めている。しかし、その一方で、この六年間継続して浜子を続けている割合も三割近く存在する。これは、恐らく、釜焚きなどの製塩業の熟練的な要素を身につけることで、大工・上浜子へと浜子の序列を上昇させたものと考えられる。このように、浜子の中でも、数年でやめる浜子と逆に継続し続ける浜子の二つの層が存在することが指摘できるのである。この点は、元禄四年（一六九一）の段階でも同様のこととして指摘できる。

他方、元禄十六年（一七〇三）の調査を参照しよう。同年の動向を参照すると、浜子の人数七二人のうち、継続している浜子は二九人と三パーセント程度になっていることがわかるだろう。これは、調査期間が他の二つと比較し

表12 勤務年数

史料	項目	年代	人数	勤務年数	
貞享元年	転入	延宝7年	9	6年	
		延宝8年	2	5年	
		天和元年	6	4年	
		天和2年	26	3年	
		天和3年	372	2年	
		天和4年	157	1年	
			572	転入合計	
	転出	延宝7年	519	1年以上	
		延宝8年	3	2年以上	
		天和元年	7	3年以上	
		天和2年	4	4年以上	
		天和3年	7	5年以上	
		540	転出合計		
		この間継続	220		
元禄4年	転入	元禄4年	31	1年	
		元禄3年	343	2年	
		元禄2年	113	3年	
		元禄元年	58	4年	
		貞享4年	6	5年	
		貞享3年	1	6年	
		貞享2年	13	7年	
		貞享元年	5	8年	
			570	転入合計	
	転出	貞享元年	547	1年以上	
		貞享2年	0	2年以上	
		貞享3年	0	3年以上	
		貞享4年	1	4年以上	
		元禄元年	2	5年以上	
		元禄2年	4	6年以上	
		元禄3年	0	7年以上	
		元禄4年	1	8年以上	
		555	転出合計		
		この間継続	225		
	元禄16年	転入	元禄16年	9	1年
			元禄15年	475	2年
			元禄14年	58	3年
元禄13年			47	4年	
元禄12年			13	5年	
元禄11年			12	6年	
元禄10年			22	7年	
元禄9年			7	8年	
元禄8年			5	9年	
元禄7年			11	10年	
元禄6年			5	11年	
元禄5年			7	12年	
元禄4年			20	13年	
			691	転入合計	
転出		元禄4年	660	1年以上	
		元禄5年	41	2年以上	
		元禄6年	11	3年以上	
		元禄7年	8	4年以上	
		元禄8年	1	5年以上	
		元禄9年	0	6年以上	
		元禄10年	1	7年以上	
		元禄11年	1	8年以上	
		元禄12年	0	9年以上	
		元禄13年	0	10年以上	
		元禄14年	1	11年以上	
		元禄15年	4	12年以上	
			728	転出合計	
	この間継続	29			

- (1) 貞享元年(1684)、元禄4年(1691)、元禄16年(1703)は「賀茂郡竹原塩浜家人御改之帳」を参照
 (2) 史料上の性格から、例えば、延宝7年に雇われたとしても、天和2年にやめた浜子については、掲載されない。

て長いだけが理由なのではない。転出者の様子を参照してもわかるように、一年から三年でほとんどが転出しており、転入者も六年以上継続して、塩浜に勤務しているのは一一八名と二割にも満たないのである。

かかる浜子の転入出の変化の理由について、浜子への待遇が劣悪になったのか、それとも他へ新たな労働市場の可能性が広がったのかはわからない。ただ、先に元禄一三年（一七〇〇）に走り浜子が続出した例を紹介したように、この時期、塩業労働者をめぐる環境に変化が見られることを指摘できるのである。

おわりに

以上、「近世竹原塩業の成立と塩業労働者」と題し、近世前期における竹原塩業の様子と塩業労働者について明らかにしてきた。最後に、これまで明らかにしてきたことをまとめつつ、展望を提示しておくことにしたい。

竹原塩浜は、慶安三年（一六五〇）に三一軒浜が、さらに承応三年（一六五四）に六七軒浜が開発された。それは、北国などの全国市場を対象としたものといえる。これは、生産塩の販売のみならず、浜子の飯米・薪炭、さらには塩田に敷き詰める土などの供給においても、他国からの海上輸送に求められたのである。

竹原塩浜は、塩田を所持する浜主と、浜主から経営・運営一般を任されていた預り浜主などといった塩業者と、年季雇いや月切り雇いなどによる浜子や日雇いなどといった塩業労働者によって構成されていた。浜主は、竹原下市をはじめ、瀬戸田・三津・白市など周辺の町から資金を投下して浜主となる場合があり、基本的には屋号を持った商人であったが、塩浜においては身分的には本百姓として把握されている。それに対し、浜子は「宗門改帳」などには下人として登録されている。ちなみに、預り浜主については無高として把握されていた。

塩業者間の関係では、例えば預り浜主が浜主になることをしばしば見られる。また、塩業労働者間（浜子）では、

最も下層に位置付けられる炊が将来的に大工になるような地位の上昇は見られる。しかし、大工から浜主になるようなことは見ることができず、塩業労働者と塩業者の間は峻別されていた。

また、近世前期における浜主と浜子の間では、処罰のありかたでも対応を明確に異にしている。例えば、無断で他塩田から雇用するなどの違反を行なった際、罰則が課されるが、浜主は小俵二十俵を出す形で行なわれるのに対し、浜子（この場合、大工）に対しては手鉄が懸けられるといった身体刑であった。走り浜子に対しても、その浜子が見つかった場合、手鉄が懸けられるという様に、浜子に対しては身体刑をもって対応されたのである。浜下代という藩権力を背景とし、また前貸の上で雇傭期間は浜子小屋への居住、さらには分け浜による浜子の塩浜総体での人数削減は、浜子が浜主への隷属性を有する要素となったのである。浜子に対してなされた身体刑もかかる理由によるということができよう。

当時の浜主―浜子間における雇傭関係を明確に知りうる史料はあまり残されていないが、おおよそ以下の様に、まとめることができる。

近世前期の塩業労働者は年季奉公人としての浜子と、繁忙期である五月ごろから雇用する月切り奉公人としての浜子と、日雇いの三種に分けられていた。浜子の場合、大半は十二月に雇傭契約が結ばれ、現実には月切り奉公人はあまり居なかつたようである。浜子の多くは、二十歳から三十五歳ぐらいの年齢で男性が単身でやってくるが多かつた。ほとんどが賀茂郡・豊田郡内の村々から供給されていたのである。

浜子は、年季奉公を基本とし、一年または二年で塩浜から去っていったのである。浜主と浜子の関係は、五から六割程度の前銀の支払いを含めた賃銀と、粗悪でありつつも腹一杯恒常的に食せる飯米の支給によって結ばれていた。年季奉公人として雇用された浜子は、浜子小屋に居住し、一年間当該塩浜で働いたのである。

竹原塩浜内部では、賃銀や前銀の割合など雇傭条件や、他塩田から浜子を雇い入れることを禁じるなど、浜主間で合意しており、違反すると罰則が課せられた。塩業経営における竹原塩浜総体としての塩浜社会のあり方を見て取ることができるのである。⁽⁵⁰⁾

浜子における労働環境改善の運動形態として、近世中期以降見られるのが、賃上げを主張した騒動があげられよう。⁽⁵¹⁾ この場合は、浜子が寄合い、浜主宅へ押し寄せる形態であった。さらに近世後期になると、夏のかき入れ時の猛暑時に作業を行わない一種のサボタージュとしての、やはり正月などが見られる。⁽⁵²⁾

近世前期の段階では、塩浜から逃げ出す、走り浜子が一般的であった。これは、元禄期末ごろから享保期にかけてしばしば見られる。前銀が支払われるという条件と共に、厳しい製塩作業に原因が求められよう。この場合、塩浜の構成員である浜主（五人組）と浜子を雇い入れる際に保証人となった請人が対応しているが、この時期見られる走り浜子という運動形態をめぐり、三つの点を指摘できる。

一つは、浜子自身の労働者意識の向上という点である。竹原塩浜が周辺農村からの出稼ぎ先としての位置付けから、浜子としての職能的性格が強くなってきた点である。浜子は、釜焚きなどにおいて、熟練労働を必要とするが、こうしたことから浜子になって一、二年でやめるのではなく、しばらく塩浜に居続けることが見られる。また他に、開発当所から宝永元年（一七〇四）にかけては塩田の分離統廃合といった分け浜が進行することで、浜子の人数が自然に淘汰されてきた。このため、宝永元年までは、塩業者の方が有利で、不良な浜子を雇わないことなどができた。しかし、宝永元年以降、分け浜がなされなくなったことで、浜子の人数も横這いとなっている。このため逆に塩業者が塩業労働者を確保する必要が出ることで、浜子自身にも有利な条件が働いたともいえる。

二つ目は、正徳三年（一七一三）の定運上の実施に伴う浜下代の廃止である。つまり、正徳三年以前は、浜下代が

塩浜内を見廻ることによって、藩権力を背景にして、塩浜秩序の安定を図っていた。しかし、浜下代を廃止すること、塩業者は藩権力というバックボーンを失うことになり、浜主―浜子間の均衡が保たれなくなったのである。御勤番所の再設置願いが出されたのはそのためである。

第三は、走り浜子の再発防止に向けて厳罰主義をもって対応している。すなわち、走り浜子を捕縛した際には、「片かしら」を剃った上で手鉄をかけ、浜内を歩かせ周知させた上で追い払い、二度と塩浜内で雇用しないこととした。ただ、こうした対応に対し、この時期（宝永・正徳期）になると、各所で塩浜が開発され、塩業労働者の雇傭先が増えていた。よって、身体刑や追放が必ずしも有効な手段とはなりえなかったのである。むしろ、浜下代が居た時からすでに塩浜法度などを作成し、塩浜の秩序維持を図っている。しかし必ずしも功を奏したとは言い難い。かかる状況の打開を意図して行なわれたのが、塩業労働者の代表者である各塩田の大工全々と、塩業者である浜主・預り浜主が参加して行なわれる大寄合いの開催であった。この点については、後日改めて述べるが、展望として簡単に述べておこう。大寄合いの開催は毎年十二月に行なわれた。ここでは、翌年の給銀をはじめ、塩浜の秩序維持に向けた取り決めがなされている。すでに八史料10Vで紹介しているように、それ以前より、かかる取り決めと同種の行為はなされている。しかし、今回において注目できるのは、先の時には一方的に五人組から大工―浜子に通達されたのに対し、享保十一年（一七二六）以降見られる取り決めは、大工をも参加していた点である。浜子は賃銀・飯米を与えられるだけでなく、賃銀の決定を含めた運営面にも参加する様になったのである。

最後にこれまで述べてきたことをまとめつつ、筆者が近世竹原塩業の成立の画期として位置付けた定運上の実施について、その意味を整理して結びとしたい。定運上の実施は、正徳新格を基調とした藩経済政策の一環として実施されたものである。それ自体、負担のあり方の変化という点で、意味を持つわけだが、それ以上に重要な意味は塩浜秩

序の維持という面があった。従来浜主による浜子に対する対応は、浜下代という藩権力がバックボーンとなり支えられていた。しかし、この浜下代の廃止に伴い、かかる後ろ楯を無くしたことで、新たに塩浜の秩序維持を意図する必要性が求められたのである。

当初は、浜子に対して手鉄などの身体刑、塩浜からの追放などといった強圧的な対応がなされていた。しかし、新たな塩浜開発に伴う浜子の需要の増加、さらに釜焚きを始めた職能的要素の拡大に伴い、浜子自身を恒常的に根付かせる必要が求められたのである。それが御勤番所の再設置願いが、結局挫折することで、新たな方法が模索された。その具体的な対応が、享保十一年（一七二六）以降、恒常的に行なわれ、大工も参加した大寄合であった。その意味で、定運上の実施は、単に負担のあり方の変化を示すだけでなく、塩浜内部の自律性を促した意味でも重要な画期をなしたのである。

△注▽

- (1) 林基「宝曆・天明期の社会情勢」(岩波講座『日本歴史』近世4、一九六三年、岩波書店)
- (2) 廣山堯道「製塩業によるマニユファクチュア成立の事情」(『社会経済史学』二二—三、一九五五年)
- (3) 加茂詮・渡辺則文「瀬戸内塩業の発展」(『社会経済史学』二五—六、一九六〇年)、ちなみに同論においては、明治二〇年代から三十年代にかけての時期を「製塩マニユファクチュア」の発展期として位置付けている。
- (4) 「近世竹原塩業の成立と構造」(『日本塩業の研究』第二〇集、一九九一年)
- (5) 相良英輔「問題の所在」(『近代瀬戸内塩業史研究』一九九二年、清文堂)
- (6) 「竹原下市一邑志」(『竹原市史』第三卷、一九六四年)
- (7) 渡辺則文「近世塩業の基本構造」(『日本塩業史研究』一九七一年)
- (8) 「竹原塩田誌」(『日本塩業大系』史料編近世(四)、一九七五年)

- (9) 西畑俊昭「安芸国竹原塩田にみる近世塩業の成立過程」(『瀬戸内海地域史研究』第2輯、一九八九年)
- (10) 竹原塩浜を素材とした成果は多い。たとえば、山田舜「近世的マニユ」成立の基盤」(『商学論集』二二―五、一九五四年)、中部よし子「安芸国竹原塩浜における浜子の雇傭労働条件」(『近世史研究』一一―四、一九五四年)「竹原製塩業の二、三の問題」(『日本塩業の研究』二、一九五九年)、なお、本稿前半部は、拙稿「近世竹原塩業の成立と構造」(『日本塩業の研究』第二〇集)を改稿したものである。
- (11) 『広島県史 近世1』(広島県、一九八一年)
- (12) 「御廻状并相談控」(竹原書院図書館所蔵、以下注記の無い史料は同館所蔵)
- (13) 宝永四年「塩浜法度」を参照するとへ史料2、小俵は一斗五升入、大俵塩は五斗一升入となっている。
- (14) 林玲子「銚子醤油醸造業の開始と展開」(同編『醤油醸造業史の研究』一九九〇年、吉川弘文館)
- (15) 「他国米売買御赦免願」(『竹原市史』第四卷、史料編(二)一九六六年)
- (16) 「賀茂郡村々米売買方ニ付達書」(『竹原市史』第四卷、史料編(二)、一九六六年)
- (17) 「竹原塩田誌」(『日本塩業大系』史料編近世(四)、一九七五年)
- (18) 「塩民層分化と塩田地主」(『広島県塩業史』一九六〇年)
- (19) 「竹原下市一邑志」(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)
- (20) 「塩浜開起之縁起」(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)
- (21) 「賀茂郡竹原塩浜宗門毎月御改帳」を参照すると、五人組の名前が記載されている。
- (22) 宝永四年四月二十七日「塩浜法度」(『竹原市史』第五卷、史料編(三)、一九六七年)
- (23) 渡辺則文は「塩浜共同体」(『日本塩業史研究』一九七一年)において、その性格を企業共同体に求めている。
- (24) 宝永四年「賀茂郡竹原塩浜差出シ之帳」(『竹原市史』第三卷史料編(一)、一九六四年)
- (25) 正徳二年「賀茂郡竹原塩浜差出シ之帳」(『竹原市史』第三卷史料編(一)、一九六四年)
- (26) 「竹原塩田誌」(『日本塩業大系』史料編近世(四)、一九七五年)
- (27) 正徳二年「賀茂郡竹原塩浜差出シ之帳」(『竹原市史』第三卷史料編(一)、一九六四年)
- (28) 「竹原塩田誌」(『日本塩業大系』史料編近世(四)、一九七五年)

- (29) 「国郡志御用ニ付下調書出帳」(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)を参照すると、「正徳三巳年より塩出来高数宜敷年柄ヲ以、四ツ宝銀八拾六貫目ニ定、御運上被仰付候：享保七寅年より新銀四拾三貫目ニ被仰付…」となっている。
- (30) 「竹原塩田誌」(『日本塩業大系』史料編近世(四)、一九七五年)
- (31) 「竹原塩田誌」(『日本塩業大系』史料編近世(四)、一九七五年)
- (32) 享保十年「御勤番所再設置願書」(『竹原市史』第五卷、史料編(三)、一九六七年)
- (33) 「竹原下市一邑志」(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)
- (34) 寛文十一年「賀茂郡竹原塩浜指出シ之帳」(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)
- (35) 「竹原下市一邑志」(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)
- (36) 「竹原下市一邑志」寛文四年の項(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)、「竹原塩田誌」(『日本塩業大系』史料編近世(四)、一九七五年)
- (37) 渡辺則文は「住宅浜とは塩浜内に家族とともに居住し、直接経営(專業浜師)をおこなうをいい、掛持浜は竹原下市および近在の浜主が、町方では他業を兼営しながら通いで塩田経営をおこなうをいう。また預り浜は浜小作であつて、浜主は経営を全く預り主に委嘱し、預け浜料を収取する寄生地主である」と紹介している(『広島県塩業史』一九六〇年)。
- (38) 「竹原下市一邑志」寛文四年の項(『竹原市史』第三卷、史料編(一)、一九六四年)
- (39) 宝永八年「御廻状并相談控帳」
- (40) 正徳二年「下市諸品相場」(『竹原市史』第四卷、史料編(二)、一九六六年)
- (41) 元禄五年「町浜飯米入用積り差上ル覚」(『竹原市史』第四卷、史料編(二)、一九六六年)
- (42) 元禄八年「浜子飯米ニ他国米買入願」(『竹原市史』第四卷、史料編(二)、一九六六年)
- (43) 正徳五年「御廻状并相談控帳」
- (44) 元禄一三年「塩浜奉公人走り者之内連戻り注進書」(『竹原市史』第四卷、史料編(二)、一九六六年)
- (45) 「走り浜子仕置の儀につき窺書」(『竹原市史』第五卷、史料編(三)、一九六七年)
- (46) 「賀茂郡竹原塩浜家人御改之帳」
- (47) 「賀茂郡竹原塩浜宗門御改帳」

- (48) 渡辺則文「芸備塩田の成立」(『広島県塩業史』一九六〇年)
- (49) 「国郡志御用ニ付下調書出帳」(『竹原市史』第三卷、史料編(二)、一九六四年)を参照すると、「十二月上旬大寄合と申、役人并ニ浜師不残集會仕年行司諸事利害申談、浜人願事申約メ議定仕候」と記載されている。
- (50) 渡辺則文「塩浜共同体」(『日本塩業史研究』一九七一年)も参照のこと
- (51) 渡辺則文「近世後期における塩業労働者の闘争形態とその背景」(『歴史評論』七〇、一九五五年)
- (52) 渡辺則文「塩業労働者の賃銀闘争」(『日本塩業史研究』一九七一年)

△付記▽ 本稿執筆に当り、竹原書院図書館には大変お世話になりました。とりわけ、玉田静男館長には、ひとかたならぬ高配を賜りました。記して謝意を表します。